

2011

8

AUGUST

Vol.46

Produce by
Osaka pref. Industrial Waste Association

Clean Life

クリーン
ライフ



ユニクル株式会社

特集

どうする？ 東日本大震災に伴う
災害廃棄物の処理

社団法人 大阪府産業廃棄物協会

産業廃棄物の処理の委託には、

社団法人 全国産業廃棄物連合会発行の

マニフェストをお使い下さい!!

選ばれる

理由があります…

コンプライアンス経営
実現のためには
社団法人全国産業廃棄物
連合会発行のマニフェストで
決まりだね!



産業廃棄物適正処理のマスコット
「てき丸君」

裏面には交付番号のバーコードを
記載しています。パソコンへの入力
の効率化が図れます。



交付番号は、環境省認可の社団法人
全国産業廃棄物連合会が一括管理。
社会の信頼性が違います。

産業廃棄物適正処理マニフェスト (マニフェスト) A面

交付番号: 70805398931

品名	数量	単位	備考
産業廃棄物	100	kg	
産業廃棄物	200	kg	
産業廃棄物	300	kg	
産業廃棄物	400	kg	
産業廃棄物	500	kg	
産業廃棄物	600	kg	
産業廃棄物	700	kg	
産業廃棄物	800	kg	
産業廃棄物	900	kg	
産業廃棄物	1000	kg	

発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会

産業廃棄物適正処理マニフェスト (マニフェスト) B面

交付番号: 40043990804

品名	数量	単位	備考
産業廃棄物	100	kg	
産業廃棄物	200	kg	
産業廃棄物	300	kg	
産業廃棄物	400	kg	
産業廃棄物	500	kg	
産業廃棄物	600	kg	
産業廃棄物	700	kg	
産業廃棄物	800	kg	
産業廃棄物	900	kg	
産業廃棄物	1000	kg	

発行元: 社団法人 全国産業廃棄物連合会

法律で定められているマニフェストの5年間の保存のため、
バックカーボンを採用! ※長期保存には、バックカーボンが適しています。



社団法人 大阪府産業廃棄物協会



C O N T E N T S

特集●どうする？東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理	
●福島県内の災害廃棄物の処理の方針	2
●東日本大震災により生じた廃棄物の処理の特例に関する法律案要綱	9
●東日本大震災津波堆積物処理指針	10
行政だより●●東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について	16
●仮置場における留意事項について	20
●一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて	22
●「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」に基づく脱水汚泥等の埋立処分に当たって留意すべき事項について	27
●東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について	29
●廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について	30
●一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について	36
●昇華転写紙（捺染紙・アイロンプリント紙）の排出方法についてのご願い（財団法人古紙再生促進センター）	41
新規入会会員紹介●	44
OSK通信●	46
●大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議啓発部会	
●大阪府産業廃棄物協会優良従事者表彰	
●全国産業廃棄物連合会地方功労者・地方優良事業所・優良従事者表彰	
●大阪府アスベスト飛散防止推進会議	
●大阪府フロン対策協議会幹事会	
●十三グループ向け研修「産業廃棄物処理行程の管理実務」	
●大阪府産業廃棄物協会青年部向け研修「改正廃棄物処理法令の要点解説」	
●なにわサンパイ塾	
●不法投棄等監視事業（試行）	
●全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会	
●全国産業廃棄物連合会正会員事務局責任者会議	
会員紹介●ユニクル株式会社	48

表紙写真提供：

ユニクル株式会社 〒567-0865 大阪府茨木市横江2-9-45

特集

福島県内の災害廃棄物の処理の方針

平成23年 6月23日
環境省

原子力発電所の事故に伴って放出された放射性物質により汚染されたおそれのある福島県内の災害廃棄物については、平成23年 6月19日に災害廃棄物安全評価検討会がとりまとめた「放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理の方針」を踏まえ、次のとおり処理を進めることとする。

なお、検討会では、想定される処理方法及び放射性物質が影響を及ぼす可能性のある経路を設定し、環境省及び原子力安全・保安院が行った現地調査の結果等を踏まえ、支配的な核種と考えられるセシウム134及びセシウム137が周辺住民及び作業者に及ぼす影響を算定した。この算定の結果を、6月3日に原子力安全委員会によって決定された「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方」（以下、「原子力安全委員会決定」という。）に示された考え方と比較検討することにより安全評価を行い、処理の方針のとりまとめを行った。

（注 1）対象となる地域には、避難区域、計画的避難区域、会津地方及び5月27日に処理を再開することとした10町村を含まない。

（注 2）この資料で使用する「処理」は廃棄物処理法の「処理」と同じ意味であり、「処分」や「再生利用」を含んでいる。

1. 基本的な考え方

放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物の処理に当たっては、原子力安全委員会決定を踏まえ、焼却施設や最終処分場の周辺住民や作業者の安全を確保することを大前提とする。その上で、災害廃棄物の発生量が膨大であることから、可能な範囲で焼却や再生利用を行うことにより、埋立処分量をできるだけ減少させることが望ましい。

災害廃棄物の汚染の程度が高いものがあることやばらつきが大きいことなどによって既存の調査結果から直ちに原子力安全委員会決定に定める「めやす」を満足することを示すことができない場合や、長期的な安全性を確保できないおそれがある場合には、適切な方法で一時保管を行いつつ、国において速やかに安全な処分方法を検討する。

また、念のための措置として、処理施設周辺の空間線量率や地下水、処理施設から排出される排ガス、排水等などのモニタリングを継続して行う。さらに、クリアランスレベルと同程度以下のものを別として、当面の間、福島県内で処理を行いつつ、関係者間の調整を進めるものとする。

2. 可燃物の焼却について

木くず等の可燃物について、十分な能力を有する排ガス処理装置が設置されている施設で焼却処理が行われる場合には、安全に処理を行うことが可能である。

具体的には、排ガス処理装置としてバグフィルター及び排ガス吸着能力を有している施設では焼却可能である。また、電気集塵機など他の排ガス処理装置を設置している施設については、試験的に災害廃棄物を焼却して排ガス中の放射性物質の濃度を測定するなどによって、安全性を検討することとする。

(注) バグフィルターに活性炭などの吸着性能を有する物質の吹込装置が設けられている場合は焼却可能である。また、バグフィルターに加えて湿式の排煙脱硫装置などの湿式排ガス処理装置が設けられている場合も焼却可能と考えられる。

3. 焼却に伴って発生する主灰及び飛灰の取扱いについて

木くず等の可燃物の焼却に伴って発生する主灰及び飛灰については、作業者の被ばく対策を講じるとともに、跡地の利用を制限することにより、安全な埋立処分が可能である。一方、個々に条件が異なる埋立処分された場所において長期的な管理が必要であり環境保全のあり方について検証が必要なことに鑑み、当面、下記によることとする。

(1) 主灰

放射性セシウム濃度（セシウム134とセシウム137の合計値。以下同じ。）が8,000Bq/kg以下である主灰は、一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）における埋立処分を可能とする。ここで放射性セシウム濃度の目安8,000Bq/kg は、埋立作業員の安全も確保される濃度レベルであり、原子力災害対策本部において別途検討された上下水処理等副次産物の取扱いと同じである。また、100,000Bq/kgを超える場合には、上下水処理等副次産物の取扱いと同様に、適切に放射線を遮へいできる施設で保管することが望ましい。

なお、主灰の放射性セシウム濃度は、焼却前の可燃物の放射性セシウム濃度のほか、災害廃棄物以外の廃棄物との混焼割合の影響も受けると考えられる。

埋立処分に当たっては、念のために埋立場所を他の廃棄物と分離し、埋立場所を記録しておくこととする。また、埋め立てる主灰と保有水等集排水設備との間に土壌の層が存在するようにする。埋立処分終了後の跡地については、十分な安全性が確認されない限り、居住等の用途に供することは避けることとする。

放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える場合は、埋立処分するのではなく、埋め立てられた主灰中の放射性セシウムの挙動を適切に把握し、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当である。一時保管は、最終処分の前の処理の段階であり、次の①又は②によることとする。

① 放射線を遮へいできる場所におけるドラム缶等での保管

② 一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）での保管

ア. 埋立場所を他の廃棄物と分け、埋立場所を記録する。

イ. 土壌(ベントナイト等)で30cm程度の隔離層を設けたうえで、耐水性材料で梱包等した主灰を置く。

ウ. 雨水浸入防止のための遮水シート等で覆う、あるいはテントや屋根等で被覆する。

エ. 即日覆土を行う。

一時保管の場合、放射性物質による作業員への影響を抑制するため、一日の作業終了後の覆土である即日覆土ではなく、より頻繁な覆土を行うことが望ましい。また、それぞれの作業員の主灰を扱う作業時間を制限することが必要となる場合もある。（安全評価においては、覆土の方法は中間覆土、作業時間は1日8時間、年間250日の労働時間のうち半分の時間を主灰のそばで作業すると仮定した。）

また、一時保管の場所は、周辺の居住地域から適切な距離をとることとする。（巻末の参考5を参照）

(2) 飛灰

集塵機から排出される飛灰は、主灰以上に放射性セシウムが濃縮されやすい。また、飛灰に含まれる放射性セシウムは水に溶出しやすいという報告がある。

このため、飛灰については、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kgを超える主灰と同様に、国によって処分の安全性が確認されるまでの間、一時保管とすることが適当であり、100,000Bq/kgを超える場合には、適切に放射線を遮へいできる施設で保管することが望ましい。

また、焼却灰の溶融処理で発生する飛灰も、同様に一時保管とすることが適当である。溶融スラグについても一時保管とすることを原則とするが、8,000Bq/kg以下であることが確認された場合は埋立処分が可能である。

4. 不燃物等の直接埋立てについて

不燃物等の災害廃棄物をそのまま又は破碎して安全に埋立処分することが可能である。この場合の埋立処分の方法や跡地の利用に関しては、8,000Bq/kg以下の主灰の場合と同様である。

埋立作業への影響に関しては、通常の廃棄物を扱う場合と同様にマスク等の着用が必要であるが、放射性物質による影響に着目した特別な対策は不要と考えられる。

5. 再生利用について

今回の原子力発電所事故の影響を受けて放射性物質により汚染されたおそれのある災害廃棄物であっても、市場に流通する前にクリアランスレベルの設定に用いた基準（ $10\mu\text{Sv/年}$ ）以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていれば再生利用が可能である。

また、利用する時点でクリアランスレベルを超える場合であっても、被ばく線量を $10\mu\text{Sv/年}$ 以下に低くするための対策を講じつつ、管理された状態で利用することは可能と考えられる。ここで管理された状態での利用とは、公共用地において路盤材など土木資材として活用する方法が考えられるが、被ばく線量を抑制するため、覆土を行って地表に露出しない方法での使用とすべきである。

放射性物質によって汚染されたおそれのある金属は、汚染がある場合でも金属の表面に留まることから、水などによって表面の汚染を十分に除去することにより、利用できる可能性がある。また、仮置き場に搬出されるまで屋内に置かれていたものについても、利用可能と考えられる。他方、放射性物質による汚染のおそれがあるコンクリートくずを破碎して直接居住用建物のコンクリート壁材等に使用することは、安全性が確認されない限り避けるべきである。

その他の方法の利用の可否や、除染を行ったうえでの利用の方法等について、さらに検討が必要である。

6. 必要な調査について

今回、国が行った現地調査の結果等を踏まえ、想定される処理方法及び放射性物質が影響を及ぼす可能性のある経路を設定して安全評価を実施し、その結果を踏まえて、災害廃棄物の処理の方針を取りまとめたところであるが、念のために安全評価の妥当性を確認するための調査を行う必要がある。そこで、国が、空間線量率が比較的高い仮置き場における災害廃棄物の汚染状況の念のための確認、焼却処理に伴う主灰、飛灰、排ガス、排水等の放射性物質の濃度測定、最終処分場における敷地境界での空間線量率や放流水の測定等を行うこととする。

また、津波堆積物（ヘドロ）については、周辺の土壌と同程度の汚染であることが予想されるが、念のために放射性物質の濃度測定を行い、現状を把握する。

7. 電離放射線障害防止規則について

作業者の被ばく量が合理的に達成できる限り低くなるようにするため、また、災害廃棄物の焼却、埋立処分、再生利用等を適切に行うため、焼却・熔融処理施設の排気、管理型最終処分場の排水等について適切かつ定期的な放射能濃度の測定を行うとともに、必要に応じて関係者が適切な対策を講じることが必要である。また、焼却灰等管理者は、焼却灰を一時保管する量や放射能濃度を記録する。

災害廃棄物を焼却する施設、埋め立てる管理型最終処分場等の事業場内において、外部放射線による実効線量が電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）第3条第1項に定める基準（3月間につき 1.3mSv （ $2.5\mu\text{Sv/h}$ ））を超える恐れがある場合、又は焼却灰等が電離則第2条第2項の定義に該当する放射性物質に該当する場合（放射性セシウムの場合はセシウム134とセシウム137の濃度の合計が 1万Bq/kg を超える場合）には、作業者の安全を確保するため、電離則の関連規定を遵守する。

また、災害廃棄物の破碎されたコンクリート等が電離則第2条第2項に定める放射性物質に該当する場

合には、路盤材等として受け入れる事業場においても、電離則が適用される可能性があることに留意する。

なお、電離則第2条第2項で定める放射性物質の濃度下限値近傍の焼却灰等を扱う場合には、「原子力安全委員会決定」の「2. 処理・輸送・保管について」に鑑み、作業者の被ばくを測定・管理することが望ましい。

さらに、作業者の受ける線量が1 mSv/年を超える場合等において、放射線量を合理的に達成できる限り低くなるよう、災害廃棄物の処理開始後半年を目途として、その時点で焼却灰等から検出される放射能濃度等に基づき、焼却灰等の放射能濃度と作業者の受ける放射線量の関係等を再評価する。

8. 避難区域及び計画的避難区域の災害廃棄物の処理方法について

浜通り及び中通りで実施した災害廃棄物の仮置き場周辺の空間線量率と災害廃棄物の放射能濃度の調査の結果、空間線量率が低い地域においては災害廃棄物の放射能濃度のばらつきも小さくなっている。また、放射性物質による災害廃棄物の汚染経路は、大気中に排出された放射性物質の降下によるものと考えられることから、今回の調査で得られた廃棄物の放射能濃度と空間線量率との関係は、福島県下の他の地域にも当てはまると考えられる。

このため、避難区域及び計画的避難区域の中でも、その外側と同程度の空間線量率と推定される地域については上記1～7と同様の方法での処理が可能と考えられる。このような地域の災害廃棄物の処理を円滑に進めるための処理計画の策定に資することを目的として、国が、空間線量率の詳細調査及び災害廃棄物の存在形態に関する予備調査を実施する必要がある。

一方、空間線量率が高い地域の災害廃棄物の処理方法については、今後検討が必要である。これらの地域にあっては、今後、災害廃棄物の種類毎に濃度測定調査を行い、現状を把握しつつ改めて処理方法を検討することとする。

9. その他

（1）モニタリングについて

処理の安全性を確認するため、処理施設周辺の空間線量率や施設周辺の地下水、処理施設から排出される排ガス、排水等などのモニタリングを継続して行うことが必要である。今後、国、県、市町村がそれぞれの立場でモニタリングを行うことが必要と考えられるが、できるだけ統一的な方法でモニタリングを行うことが望ましい。このため、早急にモニタリング技術に関する知見を収集し、モニタリングの方法を検討することが必要である。

なお、当面、市町村が、災害廃棄物を焼却する際には、なるべく早い段階で主灰及び飛灰の放射性セシウム濃度を測定する。

（2）施設の管理主体等について

今回の検討に当たっては、主として、市町村が災害廃棄物を自らの焼却施設や最終処分場で処理することを想定したが、市町村が民間業者に処理を委託して当該民間業者が管理する処理施設で処理する場合もある。放射性物質による汚染のおそれのある災害廃棄物の処理に当たっては、長期的な管理が必要となる可能性が高いことに鑑み、委託処理の場合に、委託者である市町村や施設の指導監督権限を有する県又は政令市の果たすべき役割について、さらに検討が必要である。

（参考1）原子力安全委員会による当面の考え方

原子力安全委員会が6月3日に公表した「東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の影響を受けた廃棄物の処理処分等に関する安全確保の当面の考え方について」で示された考え方の概要は、次のとおり。

- ① リサイクルする場合、再利用して生産された製品は、市場に流通する前にクリアランスレベルの設

定に用いた基準（ $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ ）以下になるよう、放射性物質の濃度が適切に管理されていることを確認する必要がある。

- ② 処理・輸送・保管に伴い、周辺住民の受ける線量が $1\text{mSv}/\text{年}$ を超えないようにするとともに、処理施設等の周辺環境の改善措置を併せて行うことにより、周辺住民が受ける放射線の量を抑制するように特段の配慮が必要である。
- ③ 処理等を行う作業者が受ける線量についても可能な限り $1\text{mSv}/\text{年}$ を超えないことが望ましいが、比較的高い放射能濃度の物を取り扱う工程では、「電離放射線障害防止規則」（昭和47年労働省令第41号。以下「電離則」という。）を遵守する等により、適切に作業者の受ける放射線の量の管理を行う必要がある。
- ④ 処分の安全性は、処分施設の管理期間終了以後、周辺住民の受ける線量が、基本シナリオに基づく評価において $10\mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下であり、変動シナリオに基づく評価が $300\mu\text{Sv}/\text{年}$ 以下であるとの「めやす」に基づき判断する。

（参考2）空間線量率との関係

空間線量率と災害廃棄物の放射性セシウム濃度の関係について、既存の調査結果から、次のように考えられる。

（1）空間線量率が比較的低い場合

仮置場の災害廃棄物から 1m 地点での空間線量率が低い場合は、災害廃棄物の放射性セシウム濃度が比較的低く、ばらつきも小さい。例えば、空間線量率が $0.2\mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度の仮置場では、災害廃棄物の放射性セシウム濃度は概ね $800\text{Bq}/\text{kg}$ 以下であった。

災害廃棄物だけを焼却した場合、主灰の放射性セシウム濃度は災害廃棄物のそれと比較して最大でも10倍程度と考えられるので、主灰の平均的な放射性セシウム濃度は $8,000\text{Bq}/\text{kg}$ 以下となる可能性が高い。生活系の廃棄物などと混焼した場合は、さらに濃度が低くなる可能性がある。

（2）空間線量率が比較的高い場合

仮置場の災害廃棄物から 1m 地点での空間線量率が比較的高い場合は、災害廃棄物の放射性セシウム濃度のばらつきが大きい。例えば、 1m 地点での空間線量率が $0.8\mu\text{Sv}/\text{h}$ 程度であるときに災害廃棄物の放射性セシウム濃度の平均的な値は $3,000\text{Bq}/\text{kg}$ 程度と推定されるが、 $6,000\text{Bq}/\text{kg}$ 程度にまでばらついている。

このため、焼却した場合の主灰の放射性セシウム濃度のばらつきも大きいことが予想される。

（参考3）安全評価のための計算の例

（1）焼却による周辺居住者への影響

焼却に関する安全評価では、次の3つのケースを想定した。

	焼却量	焼却量に占める 災害廃棄物の割合	排ガスからの 除去率
併用ケースA	150トン／日	27%	99%
併用ケースB	390トン／日	27%	99%
仮設炉ケース	100トン／日	100%	99%

これらのケースのうち、併用ケースAが最も周辺居住者への影響が少なく、併用ケースBと仮設炉ケースは同様のレベルとなったので、後者（併用ケースBと仮設炉ケース）についての周辺居住者に対する影

響の計算結果の概要を示す。

① 焼却炉から放出された粉じんからの被ばく

- ・単位廃棄物中濃度当たりの子どもの被ばく線量は、0.0000054 mSv/y per Bq/g
- ・例えば、3,000Bq/kg (3 Bq/g) の災害廃棄物を焼却した場合の子どもの年間被ばく線量は、0.000016 mSv/y
- ・これは原子力安全委員会の目安である 1 mSv/y を下回っている。

注) ここで用いた3,000Bq/kg (3 Bq/g) は、既存の調査結果から、仮置場の災害廃棄物から 1 m地点での空間線量率が $0.8 \mu\text{Sv/h}$ 程度であるときに災害廃棄物の放射性セシウム濃度の平均的な値として推定されるものである。(ただし、同じ空間線量率であっても災害廃棄物の放射性セシウム濃度にはばらつきが大きいことに注意が必要。)

② 粉じんが沈着した土壌からの被ばく

- ・(安全を見て) 10年間の焼却に伴うダストが周辺土壌に全て沈着すると仮定すると、単位廃棄物中濃度当たりの子どもの被ばく線量は、0.00048mSv/y per Bq/g
- ・例えば、3,000Bq/kg (3 Bq/g) の災害廃棄物を焼却した場合の子どもの年間被ばく線量は、0.0014 mSv/y
- ・これは原子力安全委員会の処理に関する目安である 1 mSv/y 及び処分に関する目安である0.01mSv/y ($10 \mu\text{Sv/y}$) を下回っている。

(2) 埋立処分における作業員への影響

8,000Bq/kg (8 Bq/g) の廃棄物をそのまま埋立処分する場合の作業員の被ばく線量は0.78mSv/yと計算され、原子力安全委員会による作業員の目安である 1 mSv/y を下回っている。このように、8,000Bq/kg は作業員の安全も確保される濃度レベルであり、原子力災害対策本部において別途検討された上下水処理等副次産物の取扱いと同じである。

なお、この値は、1日8時間、年間250日の労働時間のうち半分の時間を廃棄物のそばで作業すること、1日の作業の終了時の覆土である即日覆土を行わず、中間覆土のみ行うことを仮定して計算されている。廃棄物のそばでの作業時間を減らせば、被ばく量を削減することができる。また、埋め立てた後にすぐに覆土を行えば、埋め立てられた廃棄物からの被ばく量を削減することができる。

(3) 埋立処分跡地の利用

① 覆土がない跡地での居住

埋立処分の終了時には50cm以上の覆土がなされるが、併用ケースBの焼却灰の埋立終了後に覆土と焼却灰が混合された場合を想定し、その混合土壌の上に居住した場合の被ばく線量を計算すると、

- ・単位廃棄物中濃度当たりの子どもの被ばく線量は、0.31mSv/y per Bq/g
- ・3,000Bq/kg (3 Bq/g) の災害廃棄物を焼却して埋め立てた場合の子どもの年間被ばく線量は、0.93 mSv/y
- ・これは原子力安全委員会の処分に関する目安である0.01mSv/y ($10 \mu\text{Sv/y}$) を上回っている。

② 覆土を保った公園利用

- ・併用ケースBの焼却灰の上に50cmの覆土のある公園を年間200時間利用すると想定すると、子どもの単位廃棄物中濃度当たりの被ばく線量は、0.00016mSv/y per Bq/g
- ・例えば、3,000Bq/kg (3 Bq/g) の災害廃棄物を焼却して埋め立てた場合の子どもの年間被ばく線量は、0.00048mSv/y
- ・これは原子力安全委員会の処分に関する目安である0.01mSv/y ($10 \mu\text{Sv/y}$) を下回っている。

(4) 再生利用

① コンクリート処理を行う作業員への影響

- ・コンクリートの再生利用のための作業を年間1,000時間行う場合、単位廃棄物中濃度当たりの被ばく線量は、0.033mSv/y per Bq/g

- 例えば、3,000Bq/kg（3 Bq/g）のコンクリートを再生利用する場合の作業者の年間被ばく線量は、0.099mSv/y
 - これは原子力安全委員会の処分に関する目安である 1 mSv/yを下回っている。
- ② コンクリートの壁材利用
- 再生利用されたコンクリートを壁材等に用いて建設された建物に年間6,000時間居住すると想定すると、単位廃棄物中濃度当たりの子どもの被ばく線量は、0.11mSv/y per Bq/g
 - 例えば、3,000Bq/kg（3 Bq/g）のコンクリートを再生利用した壁材等を用いた建物の場合の子どもの年間被ばく線量は、0.33mSv/y
 - これは原子力安全委員会の処分に関する目安である0.01mSv/y（10 μ Sv/y）を上回っている。
- ③ 土木資材としての公園での覆土を伴った利用
- コンクリートなどを50cmの覆土の下に土木資材として利用した公園を年間200時間利用すると想定すると、子どもの単位廃棄物中濃度当たりの被ばく線量は、0.000060mSv/y per Bq/g
 - 例えば、3,000Bq/kg（3 Bq/g）の災害廃棄物を利用した場合の子どもの年間被ばく線量は、0.00018mSv/y
 - これは原子力安全委員会の処分に関する目安である0.01mSv/y（10 μ Sv/y）を下回っている。

（参考４）放射線の遮蔽について

放射線の遮へい方法としては、例えば、厚さ15cmのコンクリート壁で覆うと放射線線量当量率が10分の1、30cmの覆土を行うと40分の1程度になるとされている。

出典：埋設処分における濃度上限値評価のための外部被ばく線量換算係数（2008年、日本原子力研究開発機構）

（参考５）一時保管における居住地域等の敷地境界からの距離

別途検討された上下水処理等副次産物の一時保管に関しては、下記の表に従って、居住地域等の敷地境界から適切な距離をとることとされている。この距離は、毎日大量の汚泥を一時保管することを想定した場合のものであり、災害廃棄物の焼却に伴って発生する主灰及び飛灰の一時保管の場合にそのまま適用されるものではないが、後者の場合に必要とされる距離が計算されるまでの間、下表の数字に従えば十分に安全なので、参考として示すこととする。

第一欄	第二欄
敷地境界からの距離の目安	セシウム134及びセシウム137の合計
70m	100,000Bq/kg以下
50m	70,000Bq/kg以下
40m	60,000Bq/kg以下
20m	40,000Bq/kg以下
6 m	20,000Bq/kg以下
制限なし	8,000Bq/kg以下

東日本大震災により生じた廃棄物の 処理の特例に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、東日本大震災による被害を受けた市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等に鑑み、国が被害を受けた市町村に代わって災害廃棄物を処理するための特例を定めるものとする。

(第一条関係)

第二 定義

この法律において「災害廃棄物」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）により生じた廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第一項に規定する廃棄物をいう。）をいうものとする。

(第二条関係)

第三 災害廃棄物の処理に関する特例

一 環境大臣は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体である市町村長から要請があり、かつ、当該市町村における災害廃棄物の処理の実施体制等を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該市町村に代わって自ら当該市町村の災害廃棄物の収集、運搬及び処分（再生を含む。以下同じ。）を行うことができるものとする。

(第三条第一項関係)

二 一の規定により災害廃棄物の収集、運搬又は処分を行った環境大臣については、廃棄物処理法第十九条の四第一項の規定は、適用しないものとする。

(第三条第二項関係)

第四 費用の負担等

一 環境大臣が行う災害廃棄物の収集、運搬及び処分に要する費用は、国の負担とすること。この場合において、市町村は、当該費用の額から、自ら災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うこととした場合に国が当該市町村に交付すべき補助金の額に相当する額を控除した額を負担するものとする。

(第四条第一項関係)

二 国は、特定被災地方公共団体である市町村が災害廃棄物の収集、運搬及び処分を行うために要する費用で当該市町村の負担に属するもの（一後段の規定により負担する費用を含む。）について、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(第四条第二項関係)

第五 事務の委任

環境大臣は、環境省令で定めるところにより、第三に規定する事務を地方環境事務所長に委任することができるものとする。

(第五条関係)

第六 政令への委任

この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定めるものとする。

(第六条関係)

第七 附則

この法律は、公布の日から施行するものとする。

東日本大震災津波堆積物処理指針

平成23年 7 月13日
環境省

1. はじめに

平成23年 3 月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う津波により、陸上に土砂・泥状物等（津波堆積物）が大量に堆積している。津波堆積物の主成分は、水底や海岸の砂泥等であると考えられるが、紙くず、木くず、金属くず、コンクリートくず、廃プラスチック類等（以下「木くず・コンクリートくず等」という。）と混然一体となったもの、油類を含むもの、腐敗、乾燥により悪臭や粉じんの発生が懸念されるものなど、その組成や性状は様々である。また、被災地に立地する事業所に由来する農薬や酸・アルカリ等の有害な薬品等、有機物や有害な化学物質（以下「有害物質等」という。）が混入している可能性もある。よって、津波堆積物の中には、放置されると公衆衛生上や生活環境保全上の懸念が生じるものも含まれると考えられ、それらは迅速に撤去し、有効利用可能なものは有効利用を優先しつつ、有効利用できないものについては適切な処理を行う必要がある。

一方、一般社団法人廃棄物資源循環学会の「津波堆積物処理指針(案)」¹⁾によれば、津波堆積物の発生量は、被災 6 県（青森、岩手、宮城、福島、茨城、千葉）で約1,300～2,800万トンと推計されている。また、同学会の津波堆積物分析結果によれば、有害物質等を取り扱っている施設（以下「有害物質等取扱施設」という。）の近傍においては、処理に注意が必要なものも一部見られるが、ほとんどの地域においては、津波堆積物に特段の汚染は見られていない。津波浸水域は面積の約 7 割が農用地や森林、海浜等であるが、津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地の権利者との調整等により、特に撤去を行わない場合も考えられる。さらに、木くず・コンクリートくず等とともに仮置場に搬入される等、市街地を中心に津波堆積物の撤去が進展している市町村もあるなど、市町村毎に状況が異なっている。

このような現状を踏まえ、本指針では、市町村等が津波堆積物の撤去・処理を実施するに当たっての参考となるよう、基本的な考え方や留意事項等についてとりまとめた。

なお、既に撤去を行っている場合等、この指針に従った処理が困難である場合は、柔軟に適切な処理を行っていただきたい。

2. 基本的な考え方

津波堆積物の処理等に関する基本的な考え方は以下のとおり。

（1）応急対策

腐敗による悪臭の発生、ハエなどの公衆衛生上問題となる害虫の大量発生、乾燥による粉じんの発生等が進行するおそれのある津波堆積物については、撤去の前に薬剤等を散布するなど、応急的な悪臭や害虫、粉じん等の発生防止対策を行うものとする。

（2）組成・性状の把握

処理に際しては、目視及び臭気による確認、現地スクリーニング、化学分析等により、津波堆積物の組成・性状について確認するものとする。

（３）津波堆積物の処理

上記（２）で把握した津波堆積物の組成・性状に応じて、埋め戻し材、盛土材等の土木資材やセメント原料としての有効利用を優先しつつ、有効利用が難しいものについては、組成や性状に応じて適切な処理方法を選択するものとする。

３．応急対策

津波堆積物のうち、特に有機物や泥状物を含む堆積物については、長期間放置すると、腐敗の進行による臭気の発生やハエなどの公衆衛生上問題となる害虫、乾燥による粉じんの発生等、周辺地域の人の健康や生活環境保全上の支障となる恐れがあることから、速やかに撤去することが望ましい。しかしながら、大量かつ広範囲に分布するものを短期間に全て撤去することは困難であると考えられる。

このため、腐敗や乾燥による粉じん発生が進行する恐れがある津波堆積物については、撤去の前に消石灰等の薬剤の散布や散水を行うなど、応急的な悪臭や害虫、粉じん等の発生防止対策を行うものとする。

４．組成・性状の把握

（１）組成・性状の把握

津波堆積物の組成・性状の把握方法としては、被災前の周辺における有害物質等取扱施設の存在状況※に応じて、次の方法の中から選択するものとする。

※化学物質管理促進法（PRTR 法）等のデータを活用することが考えられる

①有害物質等取扱施設が近傍に存在しない地域の津波堆積物

目視及び臭気による確認により、木くず・コンクリートくず等の有無、有害物質等の有無を確認し、それらの存在が疑われる場合は、現地スクリーニング（調査方法は下記（２）参照）を行うものとする。

②有害物質等取扱施設が近傍に存在する地域の津波堆積物

現地スクリーニングによって組成・性状の把握を行い、その結果により必要に応じて化学分析（調査方法は下記（３）参照）を行うものとする。

③大きく被災した有害物質等取扱施設が近傍に存在する地域の津波堆積物

有害物質等を含む可能性が高いと考えられることから、化学分析により組成や性状を把握するものとする。

（２）現地スクリーニング

現地スクリーニングの項目とサンプリング回数は次のとおり。ただし、現地の状況等を踏まえて、必要な項目のみを行うことも可能とする。

【現地スクリーニングの項目（方法等）】

- ・木くず・コンクリートくず等の混入度合い（目視、試験掘削）
- ・温度（温度計）
- ・色（目視）
- ・臭気（異臭、油臭）
- ・油膜の存在（目視）
- ・水素イオン濃度、電気伝導率、含水率（ポータブル測定器）
- ・簡易化学分析（可搬型蛍光Ｘ線分析装置等）

【サンプリング回数】

津波堆積物や土地利用の状況等から、津波堆積物の組成や性状が同様なものとみなせる地域にあっては、概ね900㎡毎に１回（堆積厚を10cmとすれば、約10,000㎡毎に１地点）実施する²⁾。

ただし、津波堆積物や土地利用の状況等から、津波堆積物の組成や性状が同様とみなされない場合は、地域毎に調査を実施する。

（３）津波堆積物の化学分析

有効利用、処分方法を踏まえ、各種法令等（土壤汚染対策法に規定する指定基準、廃棄物処理法に規定する金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準、熱しゃく減量については「建設工事から生ずる廃棄物の適正処理について」（平成23年3月30日付け環廃産第110329004号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長）、海洋投入処分を検討する場合においては環境大臣が海洋汚染防止法に基づき別に定める基準等）に定められた項目・方法に従って行うものとする。

サンプリング回数については、上記（２）の現地スクリーニングと同様とする。

５．津波堆積物の処理

（１）撤去

津波堆積物の堆積状況は、農地（水田・畑地）、森林、水路、市街地（民家・道路・公園・学校等）、水没地等その堆積場所や土地利用の状況によってさまざまであり、かつ堆積厚さも一様ではない。また、油圧ショベルなどの大型重機を投入して掘削・撤去するには不向きな5～10cm程度の厚さの場所もある。

撤去方法については、例えば、市街地や狹隘地においては人力で集積したものを重機で搬出する方法や、水没地等では泥状になったものを湿地用ブルドーザーでかき寄せてからクローラードンプで収集する方法、さらに含水率が高い場所においては汚泥吸排車（汚泥吸引車）の活用が考えられるが、現地や津波堆積物の状況等を考慮しながら効率的な方法を選択する。また、撤去現場においても大きな木くず・コンクリートくず等は事前に分別することが必要である。

油圧ショベル等の重機を使用して掘削・撤去する場合には、津波堆積物に併せて20～30％程度の余分な土砂等を撤去するおそれがあることから、撤去数量等の計画にあたっては留意する必要がある。

なお、木くず・コンクリートくず等が混入しておらず、有害物質等による汚染もない津波堆積物は、津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地権利者との調整等によって、撤去を行わないことも検討可能とする。

（２）収集・運搬

津波堆積物には、事業用の廃薬品や廃油等の有害物質等や危険物が含まれるものがあったり、含水率の高い泥状のものがあったりするなど組成や性状は多様である。性状によっては、例えば、耐久性を有する不織布製バックや損傷にくいコンテナ等の容器に入れて運搬する必要があるものもあることから、予め、対象となる津波堆積物の組成や性状を確認したうえで、必要となる運搬機械や資材を選定することとする。また、長期間放置された堆積物には、臭気や粉じんを発生させるものもあることから、積み込みや積み下ろしの作業にあたっては、これらが飛散しないよう注意深く取り扱うとともに、労働法規や交通法規の他、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（建設省経建発第1号、平成5年1月12日）等を参考に、作業員や周囲の安全確保を図るものとする。

なお、大量の運搬車両の走行が予測される場合、騒音・振動の防止や交通の安全の確保に最大限の注意を払うとともに、運搬ルートや運搬時間についても住宅街、商店街、通学路、狭い道路を避ける、混雑した時間帯や通学・通園時間帯を避ける等、必要に応じて関係機関等との調整を行いつつ、適切な収集・運搬計画を立案するものとする。

（３）集積場所等における保管

津波堆積物を４．に示した組成・性状に応じて、分類して集積し、周辺環境保全上の支障が生じないような措置を行い、適切な仮置き保管を行うものとする。

集積場所等においては、分類されたものが混在することなくそれぞれ所定の場所に保管されるよう、分

類毎の置き場に境界区分を設けるとともに、指導員や看板等により搬入車両に対して徹底するものとする。

また、環境保全対策としては、悪臭や粉じんの飛散対策や降雨による濁水及び津波堆積物の流出防止の対策を行うとともに、有害物質等を含む津波堆積物については、含まれている有害物質が拡散しないような措置や、有機物を多く巻き込んだ津波堆積物では臭気等の発生防止措置を行う必要がある。

（４）有効利用・処分

津波堆積物は、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての有効利用を優先することとするが、有効利用が困難である場合は、最終処分場での処分や、他の処分が困難な場合には海洋投入処分等、組成と性状に応じて、以下の中から適切な方法を選択し、適正に処理することを基本とし、必要に応じて図１のフローチャートを参考に中間処理及び有効利用・処分方法等を決定する。

①木くず・コンクリートくず等や有害物質等の混入がない津波堆積物

- ・利用先と物理的性状等について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用
- ・最終処分が困難な場合は、海洋汚染防止法に基づく手続き等に従い、関係者の理解を得た上で海洋投入処分
- ・津波堆積物の性状や土地利用の状況及び土地権利者との調整等によって、撤去を行わないことも検討

②木くず・コンクリートくず等や有害物質等の混入がある津波堆積物

木くず・コンクリートくず等が含まれている場合は、トロンメル（円筒形の回転式ふるい）、振動ふるい等の分別機で異物を除去することを基本とし、その後の組成・性状に応じて以下の（a）～（c）の処理を検討するものとする。

（a）有害物質等を含まない津波堆積物

- ・利用先と物理的性状等について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用
- ・最終処分が困難な場合は、海洋汚染防止法に基づく手続き等に従い、関係者の理解を得た上で海洋投入処分
- ・受入先と十分な調整の上、セメント原料化
- ・受入先と十分な調整の上、舗装用ブロック等の原料化

（b）有害物質等を含む津波堆積物、又は木くず・コンクリートくず等と混然一体で選別が困難である津波堆積物

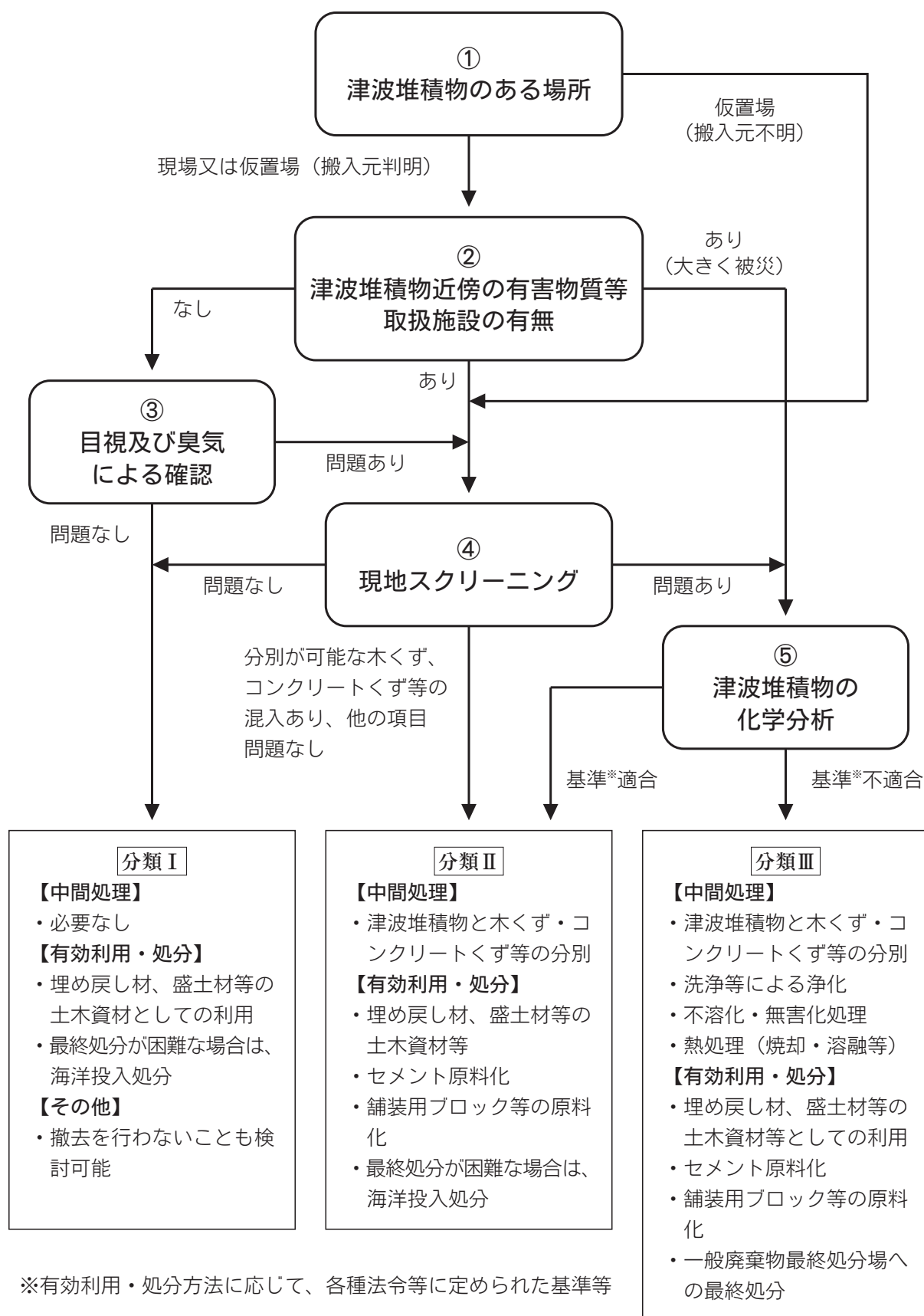
- ・洗浄等による浄化、不溶化・無害化処理、熱処理（焼却・熔融等）
- ・浄化後のものは、利用先と物理的性状等について十分な調整の上、埋め戻し材、盛土材等の土木資材等としての利用
- ・受入先と十分な調整の上、セメントの原料化
- ・浄化・熱処理後のものは、受入先と十分な調整の上、舗装用ブロック等の原料化
- ・一般廃棄物最終処分場への最終処分

（c）選別後の木くず・コンクリートくず等

- ・コンクリートくず、アスファルトの破片については、埋め戻し材、盛土材等の土木資材としての利用
- ・木くずについては有効利用（有効利用できないものについては焼却）
- ・金属くずについては有価物として売却・譲渡

※津波堆積物は自然由来による重金属等を含んでいる可能性があるため、埋め戻し材、盛土材等の土木資材として利用する際には、利用場所の状況等に留意する必要がある。

図1 津波堆積物の基本的な処理フローチャート



（５）処理に伴う労働災害防止対策、周辺環境対策

津波堆積物には、廃油、廃酸・廃アルカリ、廃薬品、廃農薬等が混在する可能性があるため、労働災害防止の観点から作業環境の保全を図る必要がある。

特に作業者における労働災害防止対策としては、防じんマスクや保護メガネの着用を励行すべきであるが、防じんマスクには、表１に示すように、粉じんの種類や作業内容に応じて、性能の区分が定められており、津波堆積物の性状等に応じて、適切なものを着用するものとする。

また、津波堆積物には、木くず・コンクリートくず等が混在している場合があり、重機が使用できない現場で人力による分別作業を行う際には、釘等による怪我や家屋等の倒壊の危険があることを踏まえ、十分な労働安全対策を講ずるものとする。

さらに、津波堆積物の撤去や集積場所においては、粉じんや騒音が発生し、これらが周辺地域の生活環境上の支障となることが考えられることから、作業開始前には、地域住民等に対する事業の説明や作業内容を掲示版等で周知するほか、必要に応じて、散水の実施、現場周辺に囲いを設置する等の周辺環境対策を講じるものとする。

表１ 粉じん等の種類・作業内容と使用すべき防じんマスクの国家検定区分

粉じん等の種類・作業内容	使用すべき防じんマスク	
	オイルミストあり	オイルミストなし
・ダイオキシン類の曝露のおそれがある作業 ・放射性物質による汚染が懸念される作業 ・その他上記作業に準ずる作業	R L 3	R S 3 R L 3
・管理濃度*が0.1mg/m³以下の粒子物質**を発散する場所における作業 ・金属ヒュームが発生する溶接・切断等の作業 ・その他、上記作業に準ずる作業	D L 2 D L 3 R L 2 R L 3	R S 2 R S 3 D S 2 D S 3 D L 2 D L 3 R L 2 R L 3
・その他、上記以外の粉じん作業	Lタイプの防じんマスク	全ての防じんマスク

* 作業環境管理を進める過程で、有害物質に関する作業環境の状態を把握するために、作業環境測定基準に従って単位作業場について実施した測定結果から当該単位作業場所の作業環境管理の良否を判断する際の管理区分を決定するための指標

** 石綿、カドミウム、クロム酸、重クロム酸、鉛及びその化合物

（注１）青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県及び千葉県に限定して、当面の取扱いとして、米国立労働安全衛生研究所（N I O S H）の規格であるN95、N99、N100規格のいずれかに適合している防じん用のマスクは石綿則第44条の呼吸用保護具として認められている。

（注２）防じん用のマスクは、防護係数が定められているので、作業の内容に応じたものを選択する必要がある。

【参考文献】

１）一般社団法人廃棄物資源循環学会（平成23年7月5日）、津波堆積物処理指針（案）

<http://eprc.kyoto-u.ac.jp/saigai/archives/files/SedimentManagementGL%20by%20JSMCWM.pdf>

２）社団法人土壌環境センター（平成18年12月15日）、埋め戻し土壌の品質管理指針 解説書

行政だより

環廃対発第110516001号
環廃産発第110516001号
平成23年5月16日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長
産業廃棄物課長

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令の施行について（通知）

東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に係る廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の16に規定する環境省令で定める一般廃棄物の特例に関する省令（平成23年環境省令第8号。以下「特例省令」という。）が、平成23年5月9日に公布され、同日施行された。

ついては、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対しては、貴職より周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 制定の趣旨

東日本大震災の発生に伴い、被災地域においては、膨大な量の廃棄物が発生しており、それらの中には、家屋等の損壊により、コンクリートの破片等が一般廃棄物として排出されたものが大量に含まれている。そのため、これらのコンクリートの破片等の迅速かつ円滑な処理を進めるための特例措置を講じたものである。

第二 制度の内容

安定型最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第7条第14号ロに掲げる産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の設置者が、当該安定型最終処分場において東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の2の5の規定に基づき都道府県知事

ADMINISTRATION INFORMATION

に届け出ることにより、法第8条第1項の許可を受けないで、当該安定型最終処分場を一般廃棄物処理施設として設置することができ、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号に規定する安定型産業廃棄物をいう。以下同じ。）と同様の性状を有する一般廃棄物を処理することができることとしたこと（特例省令第2条第7号）。

1 特例省令の対象となる場合について

本特例省令の対象は、安定型最終処分場の設置者が、東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理をその処理施設において行う場合に限定されていること。東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合とは、特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である市町村の委託を受けて東日本大震災により生じた一般廃棄物の処理を行う場合のほか、当該市町村の指揮監督の下にこれらの処理を行う場合をいうこと。したがって、安定型最終処分場の設置者から法第15条の2の5の届出があった場合には、当該届出をした者に対し、特定被災地方公共団体である市町村との処理に係る契約書等を確認する等、当該届出に係る処理が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を行う場合に該当することを確認した上で、規則第12条の7の17第4項の受理書を交付すること。

2 特例安定型最終処分場において処理できる一般廃棄物について

本特例省令の適用を受けて一般廃棄物処理施設として設置された安定型最終処分場（以下「特例安定型最終処分場」という。）において処理できる一般廃棄物は、安定型産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物（当該特例安定型最終処分場に係る法第15条第1項の許可に係る産業廃棄物と同一の種類のものであるものに限る。）に限定されていること。

具体的には、以下の(1)から(3)までのいずれにも該当する一般廃棄物（特別管理一般廃棄物を除く。）であること。

- (1) 東日本大震災により生じた一般廃棄物（特定被災地方公共団体である市町村の区域内において生じたものに限る。）
- (2) 次のいずれかに該当する一般廃棄物
 - ① 廃プラスチック類
 - ② ゴムくず
 - ③ 金属くず
 - ④ ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（廃石膏ボードを除く。）
 - ⑤ コンクリートの破片その他これに類する不要物
- (3) 次に掲げるものが混入し、又は付着しないように分別された一般廃棄物であって、当該分別後の保管、運搬又は処分の際にこれらのものが混入し、又は付着したことがないもの
 - ① 令別表第五の下欄に掲げる物質。具体的には、以下の物質をいうこと。
水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、

行政だより

四塩化炭素、一・一・二―ジクロロエタン、一・一・一―ジクロロエチレン、シス―一・一・二―ジクロロエチレン、一・一・一・一―トリクロロエタン、一・一・一・二―トリクロロエタン、一・一・二―ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物及びダイオキシン類

② 有機性の物質

③ 建築物その他の工作物に用いられる材料であって石綿を吹きつけられたもの若しくは石綿を含むもの（次に掲げるものに限る。）又は当該材料から除去された石綿

ア 石綿保温材

イ けいそう土保温材

ウ パーライト保温材

エ 人の接触、気流及び振動等によりアからウまでに掲げるものと同等以上に石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材及び耐火被覆材

廃棄物は(3)①から③に掲げるものが混入し、又は付着することを防止する方法としては、これらの混入又は付着のおそれがある場合については洗浄すること等が考えられること。その他、「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた安定型産業廃棄物の埋立処分を行う場合における安定型産業廃棄物以外の廃棄物が混入し、又は付着することを防止する方法」（平成10年環境省告示第34号）を参考にされたこと。なお、(3)③の「当該材料から除去された石綿」には、家屋等の損壊によりはく離した石綿を含むこと。

3 特例安定型最終処分場に係る維持管理基準等について

特例安定型最終処分場については、当該処分場において処理した一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物最終処分場の維持管理基準及び廃止基準が適用されること（一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第2条第4項）。また、当該処分場の設置者に課せられる維持管理情報の公表・記録の閲覧の義務の履行に当たっては、当該施設において処理する一般廃棄物を産業廃棄物とみなし、産業廃棄物とみなされた一般廃棄物に係る維持管理情報についてもあわせて公表・閲覧すること（規則第12条の7の18）。

4 特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物に係る処理基準について

特例安定型最終処分場において処理する一般廃棄物については、一般廃棄物の処理基準が適用されること（令第3条第3号）。

5 特例省令の有効期間について

本特例省令は、平成26年3月31日に失効すること。そのため、特例省令の失効後、特例安定型最終処分場を法第15条の2の5の届出に係る一般廃棄物の埋立処分の用に供する場合には、法第8条第1項の一般廃棄物処理施設の設置許可を受ける必要があること。

ADMINISTRATION INFORMATION

第三 その他

東日本大震災により生じた一般廃棄物の適正処理を確保するため、特例安定型最終処分場に対して、定期的に報告徴収・立入検査を実施されたいこと。実施に当たっては、市町村との処理に係る契約書等の関係書類、維持管理情報の記録及び実際に処理されている一般廃棄物の種類の確認等により、法第15条の2の5の届出に係る一般廃棄物の処理が適正に行われているかどうかを確認すること。当該届出に係る一般廃棄物以外の一般廃棄物の処理が行われている等、不適正な処理が行われていることを確認した場合には、積極的かつ厳正に行政処分を実施されたいこと。

行政だより

事 務 連 絡

平成 23 年 5 月 19 日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

仮置場における留意事項について

災害廃棄物の円滑な処理のためには、仮置場の適正な管理が求められます。今般、仮置場の管理に関する追加的な留意事項を下記の通りとりまとめました。これらについて御配慮いただくとともに、貴管内の市町村に対して周知をお願いします。

記

1. 仮置場の確保について

東日本大震災では津波により、海底の土砂や汚泥が広範囲にわたって打ち上げられている一方、多くの建築物等が海に流されています。これらの中には、撤去作業の着手に時間を要するものもあることから、ある程度時間が経過した後に、廃棄物として撤去がなされる場合もあると考えられます。

このように長期にわたって災害廃棄物が発生することもあるため、関係者と十分協議し、適切な期間仮置場を確保することについても御留意いただきますようお願いいたします。

ADMINISTRATION INFORMATION

2. 廃棄物の積み上げ高さについて

仮置場で可燃物を高く積み上げると、微生物の働きによりメタンガスが発生し、火災を引き起こすおそれがあります。可燃物や木くずは、発火や発熱の防止の観点から、5メートル以上の高さに積み上げることは避けるべきという報告があります*。

そこで、仮置場での火災発生の防止のため、平成23年5月10日付け事務連絡「仮置場における火災発生の防止について」を踏まえることとして、積み上げ高さについても十分配慮していただくようにお願いします。

*「仮置場の設置と留意事項（第1報）」（震災対応ネットワーク）

震災対応ネットワークとは：災害で発生した廃棄物や被災地の生活で発生する廃棄物等について、技術的観点から支援することを目的とした全国の大学、国及び地方の研究機関、自治体、関連団体、民間等の知識・技能を有する方々のネットワーク）

<http://www.nies.go.jp/shinsai/index.html>

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 高橋、宮田

TEL 03-5521-8358（直通）、FAX 03-5521-8359

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

行政だより

事 務 連 絡

平成 23 年 6 月 28 日

関係都県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

一般廃棄物焼却施設における焼却灰の測定及び当面の取扱いについて

東京都の一般廃棄物焼却施設の飛灰から 8,000Bq/kg を超える放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）が検出されたことから、東北地方及び関東地方等の一般廃棄物焼却施設における焼却灰（主灰及び飛灰）の測定を要請するとともに、当面の取扱いについてお知らせする。各都県においては、その内容につき御理解の上、管内市町村等への周知方よろしく願います。

また、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成 23 年 6 月 23 日）を別添資料として添付するので、併せて御参照いただきたい。

（１）焼却灰の測定

すべての一般廃棄物焼却施設の飛灰に含まれる放射性セシウムの濃度を測定する。参考として、同時に主灰についても測定することが望ましい。なお、飛灰が 8,000Bq/kg を超えるおそれがある場合には、主灰の測定を行う。

また、測定結果が 8,000Bq/kg を超えた場合、又は 8,000Bq/kg に近い値となった場合は、一定の間隔（１ヶ月程度）をおいて、測定を継続することが望ましい。

なお、環境省では、測定結果を取りまとめの上、公表することを予定している。管内市町村等において測定を実施する日を予め定め、各都県で取りまとめの上、環境省担当までその日程を 7 月 8 日までに FAX 又はメールで報告をお願いする。その後、管内市町村等において測定結果が確認でき次第、別紙様式により、各都県で取りまとめの上、環境省担当まで提出をお願いする。

ADMINISTRATION INFORMATION

(2) 当面の取扱い

今回の東京二十三区清掃一部事務組合による焼却灰の放射能濃度の調査の結果を受け、環境省において早急に焼却灰の処理方法を検討することとしている。検討結果がまとめられるまでの間、焼却灰の取扱いは下記のとおりとする。

- ア 8,000Bq/kg を超える主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に場所を定めて、一時保管する。一時保管の方法は、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（平成 23 年 6 月 23 日）に準拠する。
- イ 8,000Bq/kg 以下の主灰又は飛灰については、一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）に、埋立処分する。念のための措置として、可能な限り、飛灰と主灰の埋立場所を分け、それぞれの埋立場所が特定できるように措置する。
- ウ また、8,000Bq/kg を超える主灰又は飛灰が確認された場合は、一時保管場所付近での空間線量率及び埋立地の排水のモニタリングを実施する。
- エ 埋め立てた主灰又は飛灰の濃度レベルによって、跡地利用に制限がかかる場合がある。

（参考）「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」に定める一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）での一時保管の基準

- 1 埋立場所を他の廃棄物と分け、埋立場所を記録する。
- 2 土壌（ペントナイト等）で 30cm 程度の隔離層を設けたうえで、耐水性材料で梱包等した飛灰を置く。
- 3 雨水浸入防止のための遮水シート等で覆う、あるいはテントや屋根等で被覆する。
- 4 即日覆土を行う。

(3) 作業者の安全確保

一般廃棄物に放射性セシウムが含まれている場合、焼却に伴い、主灰又は飛灰に濃縮されるので、その濃度レベルによっては主灰又は飛灰を取り扱う作業者の安全について注意が必要となる場合がある。その目安として次のふたつがある。

- ア、「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」において、作業者の安全も確保されるレベルとして示した 8,000Bq/kg
- イ、電離放射線障害防止規則（電離則）の適用対象となる放射性セシウムの濃度（10,000Bq/kg）

行政だより

8,000Bq/kg を超える場合には、埋立作業に当たってできるだけ頻繁に覆土を行うことが望ましい。また、10,000Bq/kg を超える場合には、電離則に従って作業者の安全を確保することとする。

<提出先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 担当：野木、岩川、清水

電話：03-5501-3157 FAX:03-3593-8264

Email: hairi-tekisei@env.go.jp

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 担当：野木、岩川、清水

電話：03-5501-3157 FAX:03-3593-8264

Email: hairi-tekisei@env.go.jp

廃棄物対策課

担当：敷田、豊村

電話：03-5501-3154 FAX:03-3593-8263

行政だより

<記入例>

〇〇県

市町村 等名	測定施設 名	住所	測定 日	測定 内容	測定結果 [Bq/kg]		検出限界 [Bq/kg]	
					セシウム 134	セシウム 137	セシウム 134	セシウム 137
〇〇市	〇〇クリーンセンター	〇〇市〇〇町□□番地	7/1	飛灰	8.1×10^2	8.1×10^2	1.0×10^2	1.0×10^2
同上	同上	同上	7/1	主灰	8.1×10^1	8.1×10^1	1.0×10^2	1.0×10^2
△△支部事務組合(〇〇町、□□村、▲▲町)	〇〇	〇〇町□□番地	7/4	飛灰	4.1×10^3	4.1×10^3	1.0×10^2	1.0×10^2
...								

ADMINISTRATION INFORMATION

事 務 連 絡
平成 23 年 6 月 30 日

(別記) 廃棄物行政主管部局 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課

「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」
に基づく脱水汚泥等の埋立処分に当たって留意すべき事項について

平成 23 年 6 月 16 日付け原子力災害対策本部通知「放射性物質が検出された上下水処理等副次産物の当面の取扱いに関する考え方」1 (6) にしたがって、放射性物質に汚染されたおそれのある浄水発生土(工業用水道施設から発生するものを含む。)又は下水処理場若しくは集落排水施設から発生する脱水汚泥及び脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物(以下、「脱水汚泥等」という。)を産業廃棄物の管理型最終処分場又は一般廃棄物の最終処分場で埋立処分する際には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)の規定を遵守した上で、当面、下記のように取り扱うよう留意されたい。

なお、都県におかれては、本件を貴管内市町村等に対し周知徹底していただきたい。

記

- (1) 放射性セシウム濃度(^{137}Cs 及び ^{134}Cs の合計値。以下同じ。)が 8,000Bq/kg 以下の脱水汚泥等を埋立処分する際には、跡地を居住等の用に供しないこととした上で、次の各号に示すとおり、適切な対策を講じること。
- イ 他の放射性物質に汚染されていない廃棄物等と混合しないよう区別してまとめて埋立処分すること。
 - ロ 放射性物質に汚染されていない既存廃棄物層への雨水の浸入を妨げないように留意すること。
 - ハ 脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物を埋立処分する場合は、地盤の沈下抑制に留意したうえで、30cm 程度の土壌層を設けた場所の上部に、対象物を埋設し、即日覆土を行うこと。

なお、脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物からの放射性セシウムの溶出等について知見が得られた後に、防水対策等の必要な対策が求められる場合には、改めてその内容をお知らせする。

行政だより

ニ 脱水汚泥等（脱水汚泥を焼却・溶融等を行った物を除く。）を埋立処分する場合は、地盤の沈下抑制に留意したうえで、30cm程度の土壌層を設けた場所の上部に、対象物を埋設し、即日覆土を行うこと。

また、メタンや硫化水素等のガスを発生する可能性が高いので、ガス抜き管を設置するとともに、防水対策としてテント等で被覆した場合には換気等を行い、脱水汚泥等の経年変化による覆土の沈下・亀裂等に対して適切に管理を行うなど、作業時の安全確保や周辺環境への影響防止のための措置を適切に行うこと。

（２）今後、焼却・溶融等を行った物からの放射性物質の溶出や、浸出液処理設備での放射性物質の処理能力について新たな知見が得られた場合等、状況の変化があった場合には、本留意事項の見直しを含め、適切に対応していく。

以上

<担当>

環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課 山縣・佐川
TEL:03-3581-3351 内線 6875

ADMINISTRATION INFORMATION

事務連絡

平成23年7月13日

関係県廃棄物行政主管部（局）御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課

東日本大震災で発生した災害廃棄物の再生利用の推進について

東日本大震災で発生した大量の災害廃棄物については、適正な分別・破碎・選別等の処理を行い、積極的な再生利用を図り、最終処分量の削減に寄与することが必要です。

つきましては、災害廃棄物の処理に当たっては、下記の点にご配慮いただくとともに、貴管内の市町村及び関連事業者等に対して周知をお願いします。

記

1. 再生利用の推進

災害廃棄物を発生現場や仮置場等で分別し、中間処理施設で破碎・選別等や有害物質等を含む場合には無害化等の処理を適切に行うことにより、例えば地盤沈下した場所の埋め戻し材、人工の山・展望台や海岸防災林造成に当たっての盛土材、復旧・復興事業として整備する施設の建設資材、木質系廃棄物のボードや燃料・発電等への活用等が考えられることから、経済性も考慮しつつ、災害廃棄物の再生利用について幅広く検討を行い、再生利用を促進するものとする。

2. 発注仕様書への反映

事業者へ委託した場合の災害廃棄物の処理は発注仕様書に沿って行われることになるが、災害廃棄物処理計画を策定する段階から災害廃棄物の再生利用について十分な検討を行い、災害廃棄物処理事業の発注仕様書に特記すること等により反映させるものとする。

3. 関係機関等との連携

災害廃棄物の再生利用を図るためには、関係機関や関係団体等との十分な連絡・調整が必要であることから、例えば各県に設けられた災害廃棄物処理対策協議会の場を活用する等、関係機関や関係団体等との十分な連携を図るものとする。

【本件に関する連絡先】

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課 村山、大野

TEL 03-5501-3154（直通）、FAX 03-3593-8263

E-mail hairi-haitai@env.go.jp

行政だより

環廃対発第 110715001 号

平成 23 年 7 月 15 日

各都道府県廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令等の 施行について（通知）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第二百十五号。以下「改正令」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第十五号。以下「改正省令」という。）については、平成二十三年七月八日に公布され、同日に施行されたところである。

これらの改正の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、これらの事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期されたい。なお、貴管内の市町村に対しては、貴職より周知願いたい。

記

第一 改正の趣旨

東日本大震災により、被災地においては膨大な量の災害廃棄物が発生した。これらの災害廃棄物は、現場から搬出され、仮置場に搬入されているところである。この中には、平時や通常の災害時であれば事業活動に伴って生じた産業廃棄物として排出事業者により処理されるものも混在しているが、市町村は必要と認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができることとされていることもあり、このような混合状態の廃棄物を市町村が一括して処理している事例もある。このように、震災により生じた災害廃棄物の処理は、その量、質ともに、平時において市町村が行っている、日常生活に伴って生じたごみやし尿、事業系一般廃棄物の処理とは全く異なるものとなっている。

また、被災地の市町村の中には、震災により甚大な被害を受け、災害廃棄物の処理体制を十分に確保できない市町村も存在しているところである。

このような困難な状況において、災害廃棄物の迅速な処理を推進していくため、震災により甚大な被害を受けた市町村が、震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合において、通常は禁止されている一般廃棄物の処理の再委託を可能とする等の特例措置を設け、災害廃棄物の処理に係る市町村の事務負

ADMINISTRATION INFORMATION

担を軽減することとしたものである。

第二 改正の内容

1 特例措置の対象となる場合

特例措置の対象となるのは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項に規定する特定被災地方公共団体（以下「特定被災地方公共団体」という。）である市町村が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理（環境省令で定めるものに限る。以下同じ。）を市町村以外の者に委託する場合に限られる（改正令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新令」という。）附則第四条）。

ここで、「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理」とは、地震や津波により倒壊した建物の残骸や津波により大破した自動車・船舶等、地震や津波を直接的原因として発生した一般廃棄物の処理に限られず、原子力発電所の事故の影響により出荷停止となった後腐敗し廃棄物となった農産物等の、東日本大震災を原因として間接的に発生した一般廃棄物の処理が含まれるものである。また、平時における処理体制を活用することにより対応が可能と考えられる、避難地における避難住民の日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の処理については、改正省令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「新規則」という。）附則第三項において、特例の対象外としている。なお、避難住民以外の住民の日常生活に伴って生じたごみやし尿、平時においても排出され则认为される事業系一般廃棄物の処理については、「東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理」に該当しないことから、新規則で定められるまでもなく、特例の対象外となる。

特定被災地方公共団体である市町村から、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理に係る事務の委託を受けた県が、当該処理を市町村以外の者に委託する場合においても、同法第二百五十二条の十六の規定により、同様に、特例措置の対象となる。

2 特例措置の期限

特例措置の期限は、平成二十六年三月三十一日とした（新令附則第四条）。これは、「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）」（平成二十三年五月十六日環境省）に掲げられた災害廃棄物の処理のスケジュールを踏まえたものである。この期限を過ぎた後は、特定被災地方公共団体である市町村が東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理を委託する場合であっても、特例措置の対象とならないので、留意されたい。

行政だより

3 特例の内容

- (1) 通常の場合、市町村は、自ら受託業務を実施する者に対してのみ、一般廃棄物の処理を委託することができることとされているところ、特例として、環境省令で定める基準（以下「再委託基準」という。）に従って他人に委託して受託業務を実施する者に対しても、処理を委託することができることとした（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する新令第四条第三号）。
- (2) 再委託基準としては、以下の事項を規定した（新規則附則第四項）。

- ① 受託者が市町村からの受託業務を委託する者（以下「再受託者」という。）が次のいずれにも該当すること。
- イ 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること。
- ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「法」という。）第七条第五項第四号イからヌまで（いわゆる欠格要件）のいずれにも該当しないこと。
- ハ 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること。
- ニ 市町村と当該受託者との間の委託契約（以下「一次委託契約」という。）に係る契約書（以下「一次委託契約書」という。）に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬又は処分を委託しようとする者として記載されていること。
- ② 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ③ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託するときは、一般廃棄物の収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。

法第七条第一項又は第六項の許可を受けて一般廃棄物処理業を営んでいる者、法第十四条第一項又は第六項の許可を受けて産業廃棄物処理業を営んでいる者及び法第十四条の四第一項又は第六項の許可を受けて特別管理産業廃棄物処理業を営んでいる者は、通常、①イ及びロの基準を満たしているものと考えられることから、市町村が受託者及び再受託者のこれらの基準の適合性を審査する場合に、これらの許可に係る有効な許可証を提出させることで、審査を簡略化することが可能であると考えられる。また、市町村が受託者及び再受託者のこれらの基準の適合性を審査する場合に、環境省が提供する廃棄物処理業者に関する情報等を活用することも考えられる。

①ハの基準により、再受託者が、受託業務をさらに他人に委託すること（再々委託）は禁止されている。

①ニの基準は、一次委託契約書において、再受託者となることが想定され

ADMINISTRATION INFORMATION

る者を全て記載することにより、市町村が再受託者を確実に把握することを旨とするものである。

受託者が再受託者に対し受託業務を再委託した後、当該再受託者が①イ又はロの基準に適合しなくなった場合、受託者が一次委託契約書に記載されていない者に受託業務の再委託を行った場合、再受託者が受託者から委託を受けた業務の再々委託を行った場合等は、受託者は再委託基準に違反し、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第三号に規定する者に該当しないこととなる。受託者が再委託基準に違反している場合、市町村は、一般廃棄物の処理について総括的な責任を有する者として、当該受託者に対し、再委託基準に従うよう適切に指導等を行うとともに、指導等の後も改善が見られない場合には、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第八号の規定に従い定められた一次委託契約に係る契約解除条項により、一次委託契約を解除するなど、厳正に対処されたい。

なお、法第十八条第一項及び第十九条第一項に基づき、市町村長は、一般廃棄物の処理を業として行う者（法第七条第一項又は第六項の許可を受けた者のみならず、事実として一般廃棄物の処理を業として行う者を含む。）その他の関係者に対し、法的強制力を伴う報告徴収・立入検査を行うことができることとされているので、受託者及び再受託者に指導等を行う場合には、これらの規定を積極的に活用し情報収集を図られたい。

- (3) 受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合、当該受託者は、受託業務のうち再受託者に対し再委託しようとする部分については、それを遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有することを要しない（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号）。この場合、再受託者は、再委託基準に基づき、受託者から再委託を受ける業務を遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎を有することが必要となる。

また、受託者は、受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合であっても、受託業務のうち再委託しようとする部分も含め、受託業務全体の実施に関し相当の経験を有することが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号）。この場合の「相当の経験」については、例えば、受託業務に係る廃棄物と類似の性状を有する廃棄物の処理を自ら又は他人に委託して適正に実施した経験等があれば足りる。また、受託者が法人の場合、役員、従業員等で実際に再受託業務に携わる者に相当の経験を有する者があれば足り、法人として受託業務と類似する業務を行った経験があること等は必ずしも要しない。

- (4) 通常の場合、市町村が、一般廃棄物の処理に関する基本的な計画の作成（処分又は再生の場所及び方法の決定等）を委託することは禁止されているが、特例として、当該計画の作成を委託することができることとした。また、

行政だより

この場合、市町村が一般廃棄物の処理について総括的な責任を有することにかんがみ、市町村は、当該計画に係る一般廃棄物の処理の開始前に、受託者により作成された計画の内容が環境省令で定める基準に適合するものであることを確認することとした（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第四号）。

環境省令で定める基準としては、当該計画に係る一般廃棄物の適正な処理が確保される内容であることを定めており、この基準に適合するかどうかは、当該計画に係る一般廃棄物の種類及び量、処分の場所及び方法等を勘案し、適切に判断されたい。

- (5) 受託者が受託業務を他人に再委託して実施することが想定されている場合において、受託業務に係る一般廃棄物の処分又は再生の場所が当該処分又は再生を委託した市町村以外の市町村の区域内にあるときは、市町村は、受託者のみならず再受託者の氏名又は名称等についても、当該処分又は再生の場所がその区域内に含まれる市町村に対し通知することが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第九号イ）。
- (6) 受託業務に係る一般廃棄物が特別管理一般廃棄物である場合、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条に規定する基準に加え、新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三に規定する基準についても遵守する必要がある。

この場合においては、受託者及び再受託者の受託業務に直接従事する者は、その業務に係る特別管理一般廃棄物について十分な知識を有する者であることが必要となる（新令第四条の三第一号）。

また、受託業務のうち再受託者に再委託される部分に係る特別管理一般廃棄物については、受託者ではなく、再受託者が、当該特別管理一般廃棄物が飛散等した場合における応急措置を講ずることができる者であることが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第二号）。

さらに、一次委託契約には、受託者が新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条第一号から第三号までに規定する基準に適合しなくなった場合に加え、再受託者が新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第一号又は第二号に規定する基準に適合しなくなった場合についても、一次委託契約を解除することができる旨の条項が含まれることが必要となる（新令附則第四条の規定により読み替えて適用する同令第四条の三第三号）。

- (7) 今回の特例の有効期限である平成二十六年三月三十一日までの間、特定被災地方公共団体である市町村から東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の処理の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の処理を業として行う者については、法第七条第一項又は第六項の一般廃棄物処理業の許

ADMINISTRATION INFORMATION

可を受けることを要しないこととした。ただし、当該者が（２）①イからニまでの基準に適合しない場合には、許可が不要の者とはならない。

4 その他

- （１）受託者が受託業務を再委託する場合でも、当該受託者は、①再受託者が３（１）イからニまでの基準に適合することを確認し、これらの基準に適合しない場合には、当該再受託者との契約を解除する、②再受託者が再委託を受けた業務を適正に実施していることを管理・監督する、等の業務を行うことが基本である。これらの業務を含めた全ての業務を再委託することを想定している者に対し業務を委託することは適当ではないと考えられる。
- （２）今回の震災による被災等の状況にかんがみ、特例措置を活用する場合においても、災害廃棄物の処理の迅速性が確保される範囲内において、被災地の廃棄物処理業者等の積極的活用について、特段の御配慮をいただきたい。

行政だより

事務連絡

平成 23 年 7 月 28 日

関係都県廃棄物行政主管部（局） 御中

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
廃棄物対策課
産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室

一般廃棄物焼却施設における焼却灰等の一時保管について

東北地方及び関東地方等の一般廃棄物焼却施設における焼却灰等については 6 月 28 日に、当面の取扱いについて示しているところである。その一時保管の方法については、7 月 28 日に「福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管」を福島県に示したところであり、各都県においても御参照いただきたい。各都県においては、その内容につき御理解の上、管内市町村等への周知方よろしく願います。

<連絡先>

環境省廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室 担当：野木、岩川、清水

電話：03-5501-3157 FAX:03-3593-8264

Email: hairi-tekisei@env.go.jp

廃棄物対策課

担当：敷田、豊村

電話：03-5501-3154 FAX:03-3593-8263

ADMINISTRATION INFORMATION

福島県内の災害廃棄物の処理における一時保管

平成23年7月28日

環境省

6月23日に取りまとめた「福島県内の災害廃棄物の処理の方針」（以下「処理方針」という。）のうち、主灰、飛灰、溶融スラグ等（以下「焼却灰等」という。）の一時保管の方法について検討を加えた結果を次に示す。

（１）一時保管の方法（8,000Bq/kg 超 100,000Bq/kg まで）

次の①～③のいずれかの方法により一時保管を行う。

①放射線を遮へいできる場所におけるドラム缶等での保管

- ア) 「放射線を遮へいできる場所」とは、鉄筋コンクリートなどの建物の屋内とする。敷地境界において空間線量率を測定し、敷地境界外の周辺地域のバックグラウンドと比較して高くなっていないことを確認すること。
- イ) 放射線の遮へい方法としては、例えば、厚さ15cmのコンクリート壁で覆うと放射線線量当量率が10分の1、30cmの覆土を行うと40分の1程度になるとされている。
- ウ) 「ドラム缶等」については、ドラム缶又はフレコンバックなどの保管の過程で飛散や流出をしないよう管理ができ、保管場所に応じた耐久性のあるものが望ましい。

②一般廃棄物最終処分場（管理型最終処分場）での保管

- ア) 埋立場所を他の廃棄物と分けて保管する。
- イ) 土壌（ペントナイト等）で30cm程度の隔離層を設けたうえで、耐水性材料で梱包等した焼却灰等を置く。
- ウ) 雨水浸入防止のための遮水シート等で覆う、あるいはテントや屋根等で覆蓋する。
- エ) 即日覆土を行う。なお、管理型最終処分場での保管に当たっての周辺の居住地域からの適切な距離については別紙を参照されたい。

③その他の保管方法

- ①、②の保管方法以外の方法として、関係者以外がむやみに立ち入らないよう管理される場所でドラム缶等による保管が可能。この場合、敷地境界での空間線量率がバックグラウンドと同程度となることを確認すること。但し、屋外で保管する場合は、予め遮水シート等を敷いた上で、雨水

行政だより

等にぬれないように、地盤が周囲より低いところでの保管は避け、仮設の屋根や覆いを設ける等の措置を講じること。

(2) 一時保管の方法 (100,000Bq/kg 超)

① 適切に放射線を遮へいできる施設での保管

「適切に放射線を遮へいできる施設」とは、鉄筋コンクリートなどの建物の屋内とする。敷地境界において空間線量率を測定し、敷地境界外の周辺地域のバックグラウンドと比較して高くなっていないことを確認すること。

(3) 一時保管の記録について

一時保管を行った場合は、以下の項目について記録し、保存する。

- 一時保管の施設名・住所
- 一時保管日
- 一時保管した焼却灰等の種類・量・発生場所
- 一時保管の状態 (例、ドラム缶、処分場での状態)
- 一時保管した焼却灰等の濃度 (セシウム 134、セシウム 137)
- 一時保管場所 (一般廃棄物最終処分場での保管の場合は、処分場内の保管位置)

なお、焼却灰等を排出する者と一時保管場所を管理する者が異なる場合は、両者において記録し、記録を保存するものとする。

ADMINISTRATION INFORMATION

(別紙)

一時保管における居住地域等の敷地境界からの距離

「処理方針」の参考5において、上下水処理等副次産物の一時保管で検討された居住地域等の敷地境界からの距離を参考として示していたところであるが、今回、災害廃棄物の処理における一時保管に必要な居住地域等の敷地境界からの距離を定める参考として、検討した結果を示す。表1、表2に従って、離隔距離をとることが望ましい。

表1. 焼却灰の埋立領域からの離隔距離の目安

セシウム134、セシウム137の合計	即日覆土厚			
	15cm	30cm	50cm	(参考) 即日覆土なし
100,000Bq/kg 以下	6m	6m	6m	20m
80,000Bq/kg 以下	6m	6m	4m	15m
60,000Bq/kg 以下	4m	4m	4m	10m
40,000Bq/kg 以下	4m	4m	4m	6m
20,000Bq/kg 以下	2m	2m	2m	2m
8,000Bq/kg 以下	2m	2m	2m	2m

表2. 災害廃棄物（不燃物等）の埋立領域からの離隔距離の目安

セシウム134、セシウム137の合計	即日覆土厚			
	15cm	30cm	50cm	(参考) 即日覆土なし
100,000Bq/kg 以下	8m	6m	6m	50m
80,000Bq/kg 以下	6m	6m	6m	10m
60,000Bq/kg 以下	6m	4m	4m	30m
40,000Bq/kg 以下	4m	4m	4m	15m
20,000Bq/kg 以下	2m	2m	2m	4m
8,000Bq/kg 以下	2m	2m	2m	2m

行政だより

(参考) 一時保管場所からの放射線による影響の評価について

表1及び表2の離隔距離は、日本原子力研究開発機構安全研究センターの協力の下、災害廃棄物の埋立処分において一般廃棄物最終処分場周辺の居住者が埋立領域から受ける放射線の影響を評価して算出したものであり、その際の主な評価パラメータの設定は下表のとおりである。

表. 主な評価パラメータの設定

埋立領域の 大きさ	焼却灰	75m×75m×5.83m (深)
	災害廃棄物直接 埋立	200m×200m×10m (深)
敷均し面積 (1日当たり)	焼却灰	12m×12m (敷均し厚さ 30cm)
	災害廃棄物直接 埋立	15m×15m (敷均し厚さ 30cm)
かさ密度	焼却灰=1.6g/cm ³ , コンクリートがら=1.6g/cm ³ , 土壌=1.5g/cm ³	
評価時間	2,000 時間 (居住者は居住時間の 20%を屋外で過ごし、屋内での被ばくは無視できると仮定。年間被ばく時間を 1752 時間 (8760 時間×0.2) とし、安全側に見積もり、2000 時間としている。)	
覆土の方法	即日覆土は一日の業務終了時に行われるものとし、それまでは焼却灰や災害廃棄物が敷均し面積分だけ露出しているとしている	

出典：第4回災害廃棄物安全評価検討会 参考資料3

ADMINISTRATION INFORMATION

昇華転写紙(捺染紙・アイロンプリント紙)の 排出方法についてのお願い

昇華性インクで印刷された転写紙は、製紙原料には使用できませんので、古紙に混入しないようにしてください。

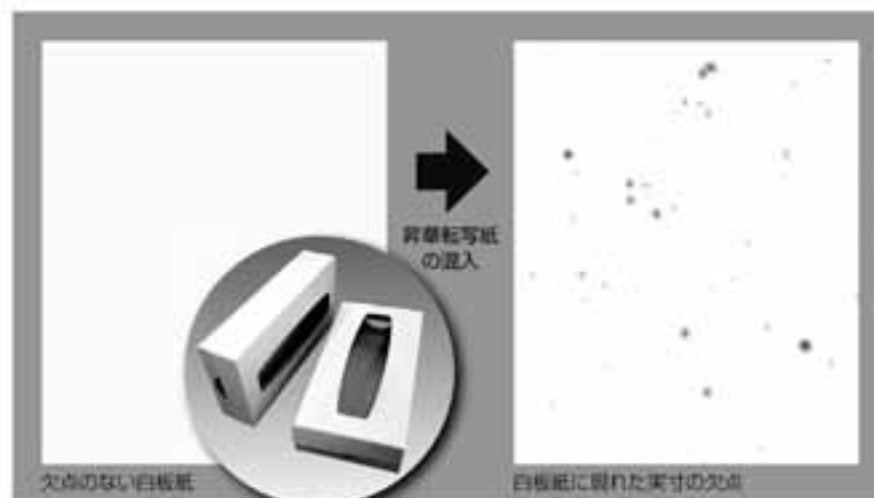
お願いの趣旨

昇華性インクで印刷された昇華転写紙が古紙（製紙原料）に混入すると白板紙*などの製品に大きなトラブルが発生し、お客様や関係者に大変なご迷惑をおかけすることになります。昇華転写紙を取扱われます皆様、古紙を分別排出される際、絶対に混ぜないようお願いいたします。

製品トラブル(欠点)の例

昇華転写紙が混入すると、つぎのような原因から、以下のような欠点となって現れ、トラブルを引き起こします。

- ①昇華性インクは、洗浄・漂白など現在の古紙処理技術では完全に除去することができません。
- ②白板紙の中層用の原料に使用すると、常温で徐々に昇華するため数ヵ月後に表面に現われてきます。



*白板紙…ティッシュ、日用雑貨、食品のパッケージなどに使用され、多層にすぎ合わされた構造になっています。

財団法人 古紙再生促進センター

行政だより

ADMINISTRATION INFORMATION

昇華転写紙（捺染紙・アイロンプリント紙）とは

昇華（固体が液体にならず気化してしまう現象）型の分散染料を含有したインクで印刷された紙で、主にポリエステル繊維に絵柄や文字を転写する際に利用されています。アイロンでプリントできることから雑誌の付録や手芸用の商品として販売されており、一般家庭でも使用されています。昇華転写紙の特徴は、文字が裏文字で、排出時にはロール状になっていることが多いことです。



昇華転写紙の処理

昇華転写紙は、製紙原料にはなりませんので、焼却処理（RPFなどのサーマル利用を含む）するよう処理方法をご確認ください。

お問い合わせ先



古物再生促進センター

〒104-0042 東京都中央区入船3丁目10番地9号 新富町ビル4F
TEL.03(3537)6822 FAX.03(3537)6823
ホームページ <http://www.prpc.or.jp>

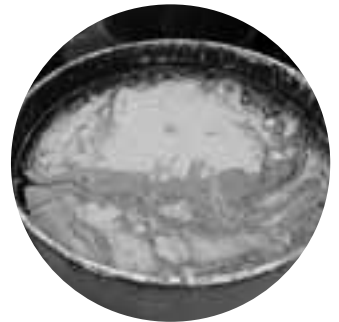
平成22年度法令改正対応

企業の排出事業者責任が問われています。
リスク管理は万全ですか？

廃棄物管理士講習会

(産業廃棄物排出事業者講習会)

お申込み受付中!!



受講対象

産業廃棄物の処理を委託又は受託し、適正に管理していくために必要な法的知識を習得したいと考えている方等

受講料

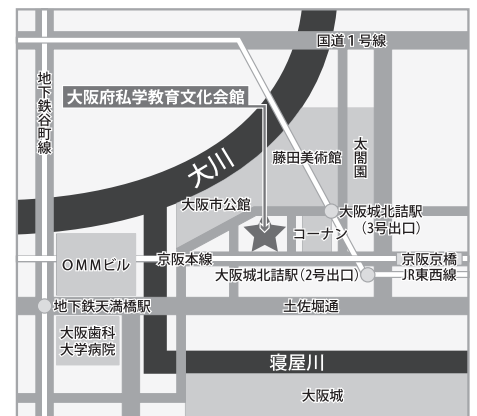
- ・会 員 5,000円 (資料代/消費税込)
- ・非会員 10,000円 (資料代/消費税込)

開催期日

開催期日		受講日数	定員
平成23年	10月7日(金曜日)	1日	100名
平成23年	12月9日(金曜日)	1日	100名
平成24年	2月24日(金曜日)	1日	100名

開催場所

会場：大阪府私学教育文化会館
大阪市都島区網島町6-20 TEL.06-6352-3751



実施機関

社団法人大阪府産業廃棄物協会
URL <http://www.o-sanpai.or.jp/>

受付機関

関西環境保全事業協同組合
〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5
(中央谷町ビル408号)
TEL06-6920-9292 FAX06-6920-9293

環境行政の経験豊富な大阪府等行政OBを講師に迎え、
廃棄物処理法の解説をします！



本講習会修了者には、(社)大阪府産業廃棄物協会が認定する「廃棄物管理士」の資格が付与されます。また、本講習会は、「堺市が施行した循環型社会形成推進条例に基づく産業廃棄物管理責任者」等として従事する要件を満たすためのものとしても、ご利用いただけます。

新規入会会員紹介

正 会 員

有限会社 ダイシン

代 表 者	代表取締役 森 高 緑
住 所	〒581-0856 大阪府八尾市水越 1 - 90
電 話 番 号	0729-41-3652
FAX 番 号	0729-41-4198
業 務 内 容	収集運搬業(積保) 中間処理業

関西浄化槽工業株式会社

代 表 者	代表取締役 滝 北 健 治
住 所	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場 2 - 3 - 4
電 話 番 号	06-6562-4486
FAX 番 号	06-6268-8188
業 務 内 容	収集運搬業

株式会社 むらた

代 表 者	代表取締役 村 田 佳 則
住 所	〒590-0806 大阪府堺市堺区緑ヶ丘北町 2 - 3 - 4
電 話 番 号	072-243-1258
FAX 番 号	072-247-1338
業 務 内 容	収集運搬業

栄昇産業株式会社

代 表 者	代表取締役 松 田 浩 毅
住 所	〒581-0861 大阪府八尾市東町 5 - 1 - 1
電 話 番 号	072-990-5188
FAX 番 号	072-990-5166
業 務 内 容	収集運搬業

賛助会員

株式会社 関電パワーテック

代 表 者	代表取締役 中 森 朝 明
住 所	〒552-0007 大阪府大阪市港区弁天 1 - 2 - 1 - 1800号
電 話 番 号	06-4395-1654
FAX 番 号	06-4395-1664
業 務 内 容	発電設備の運転・保守管理等

株式会社 クリエーション

代 表 者	代表取締役 大 澤 正 勝
住 所	〒590-0957 大阪府堺市堺区中之町西 3 - 2 - 29
電 話 番 号	072-222-7758
FAX 番 号	072-222-7887
業 務 内 容	各種建設業 不動産業

新日本認証サービス株式会社

代 表 者	代表取締役 檜 崎 建 志
住 所	〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町1-5-7 西村ビル704
電 話 番 号	06-4964-6881
FAX 番 号	06-4964-6882
業 務 内 容	国際規格（ISO）の審査登録業務

MFJ株式会社

代 表 者	代表取締役 福 田 勝
住 所	〒555-0041 大阪府大阪市西淀川区中島 1 - 33 - 22
電 話 番 号	06-6477-2722
FAX 番 号	06-6477-2722
業 務 内 容	展示会、イベントの企画・運営の請負 廃棄物処理・リサイクル業者のビジネスマッチング事業等

OSK 通信

OSK / t s u s h i n

ここでは、社団法人大阪府産業廃棄物協会が実施・協力した事業等（平成23年5月～平成23年7月）の概要を紹介します。

■大阪府産業廃棄物不適正処理対策会議 啓発部会

日 時：平成23年5月19日（木曜日）午後15時～
場 所：大阪府咲洲庁舎/18階会議室
参画者：三ッ川卓生（副会長）
松田裕雄（専務理事兼事務局長）

■大阪府産業廃棄物協会優良従事者表彰

日 時：平成23年5月27日（金曜日）午後15時～
場 所：スイスホテル南海大阪／8階浪華の間
優良従事者表彰 柿島勇夫（大幸工業㈱）
池添吉則（野村興産㈱）
白坂寛子（㈱布施興業）
松野康代（㈱小野商店）



■全国産業廃棄物連合会地方功労者・ 地方優良事業所・優良従事者表彰

日 時：平成23年6月17日（金曜日）午後15時～
場 所：明治記念館/蓬萊の間
功労者表彰
田尾利光（参与）
濱田篤介（理事）

地方優良事業所表彰
㈱尼崎浄水工業所
大阪耐火原料㈱
管清工業㈱大阪支店
優良従事者表彰
河邑洋子（㈱コスミック）
福岡徳行（㈱小野商店）
片山 稔（㈱大建工業所）
麻野広行（㈱英光産業）



■大阪府アスベスト飛散防止推進会議

日 時：平成23年6月22日（水曜日）
11時00分～12時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎／44階大会議室
参画者：塩見頼彦（理事）

■大阪府フロン対策協議会幹事会

日 時：平成23年6月24日（金曜日）
午後15時00分～16時00分
場 所：大阪府咲洲庁舎／21階公害審査会室
参画者：松田裕雄（専務理事兼事務局長）

■十三グループ向け研修 「産業廃棄物処理行程の管理実務」

日 時：平成23年6月24日（金曜日）
午後15時00分～17時00分

場 所：(株)大建工業所／研修室
講 師：龍野浩一（事務局次長）

■大阪府産業廃棄物協会青年部向け研修 「改正廃棄物処理法令の要点解説」

日 時：平成23年 7 月14日（木曜日）
午後14時00分～17時30分
場 所：大阪府産業廃棄物協会／会議室
講 師：龍野浩一（事務局次長）
参加者数：25名

■なにわサンパイ塾

日 時：平成23年 7 月15日（金曜日）
午後14時00分～
場 所：大阪府産業廃棄物協会／会議室
参加者数：23名
形 式：質疑応答
進 行：田中公治（組織広報委員）
進行補助：白坂悦夫（組織広報委員長）
濱田篤介（組織広報副委員長）
片渕則人（組織広報委員）
高好健二（組織広報委員）
國中雅之（オブザーバー）
福田 勝（オブザーバー）
龍野浩一（事務局次長）
田中千議（事務局事業主任）
辻岡昌子（事務局業務担当）



■不法投棄等監視事業（試行）

日 時：平成23年7月21日（木曜日）
午前11時00分～15時00分
場 所：岸和田市内・和泉市内
参加者：井出 保（収集運搬部会長）
奥野健治（収集運搬副部会長）
塚本完治（収集運搬部会員）
山岡 将（収集運搬部会員）
田中千議（事務局事業主任）

■全国産業廃棄物連合会近畿地域協議会

日 時：平成23年月 7 月22日（金曜日）
午後15時00分～
場 所：橿原ロイヤルホテル／
浄御原・明日香の間
参画者：國中 賢吉（会長）
田中 正敏（副会長）
白坂 悦夫（副会長）
浜野 廣美（副会長）
三ッ川卓生（副会長）
松田 裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野 浩一（事務局次長）
田中 千議（事務局事業主任）

■全国産業廃棄物連合会正会員事務局 責任者会議

日 時：平成23年 7 月29日（金曜日）
午後13時30分～
場 所：アジュール竹芝／天平の間
議 題：東日本大震災廃棄物処理支援について
公益法人制度改革に伴う移行について
参画者：松田裕雄（専務理事兼事務局長）
龍野浩一（事務局次長）

Member

会員紹介

Information

会 社 名	ユニクル株式会社		
住 所	大阪府茨木市横江2丁目9番45号		
代表者名	入 江 金 男	代表者役職	代表取締役
従業員数	10名	会社設立日	平成2年6月1日(昭和48年創業)

I N T E R V I E W



代表取締役社長

入江金男

インタビュー

Q1

本日はお忙しい中、ありがとうございます。
まずは、事業内容を教えていただけますか？

“限りある資源を有効に活用することが人類に課せられた使命である”との認識の下、これまでに培ってきた知識と経験を活かし、リサイクルアドバイザーとして事業をしています。具体的には、近畿圏を中心に取得している産業廃棄物収集運搬業の許可で、廃棄物を当社の施設に運んで分別等を行い、再生資源物として製鋼所やメーカーへ搬入しています。取り扱っている廃棄物も古紙、金属屑、廃プラスチック類、木屑、畳、廃蛍光管、廃乾電池等、多岐にわたり、機密書類の取扱いなども行っております。

ちなみに、社名の“ユニクル”ですが“ユニークなりサイクル”を略したもので、カジュアル衣料品の〇〇〇〇とは関係がありません。よく間違われますが（笑）



Q2

社長が今のお仕事を始められた頃のエピソードなど
お聞かせいただけますか？

大阪万博の頃、私は長崎県の五島列島から大阪に出て参りました。その頃、大阪にいた私の親戚が再生資源に関する仕事をしていて関係で、この業界に入るようになりました。最初は問屋で4年間修行し独立し、再生資源（主にダンボール）の回収をしていました。しばらくして、古紙の価格が下がり悩んでいた時に、知合いの方から“産業廃棄物の仕事もやってみないか？”と声を掛けられました。最初は断っていたのですが、“どうしてもお願いしたい”と説得をされ、産業廃棄物処理業に本格参入するようになりました。

Q3

ここのお部屋には随分と、色々な張り紙をしています、これらは社長が考えられたものなのですか？

ここに張っているスローガンは、今の我が社の課題と目標そして経営方針などです。これらは全部、社員全員で考えたものです。私は元々、新しいことを考えて始めるのが好きな性格でして、真民先生の詩画や色々な標語を掲げた事で、社員全員で課題や目標の共有化ができ、会社にとって大きなプラスとなりました。

このような私の性格が影響して、2004年にISO14001を取得しましたし、ホームページとはどのようなものかわからないままに、制作会社に飛び込んで何も解らないのに高い金額で制作をお願いした事もありました。

今はカーボンオフセットについて勉強するなど、新しいもの、興味がわいたものには、業界にとらわれることなく積極的に講習会に参加しています。様々な分野の勉強をすることで、取引先にCO₂の削減など色々な提案をさせていただき、お客さまに喜んでいただきたいと考えています。



Q4

今のお仕事を始められた頃のお話や、ここのお部屋の張り紙などを拝見しますと、社長の会社経営に対する情熱のようなものを強く感じるのですが、御社の基本理念を教えてくださいませんか？

第一に、“当たり前のことを当たり前にする”ということです。ニュースなどを見ても、事故が起きたら隠蔽し、問題が起きたら先送りし、といったことがありますが、当社では“事故、問題が生じたらその場で解決をする”ことが原則です。

また“三方良し”といいますか、自分だけが儲ければ良いというのではなく、お客様にも喜んでもらえること、更には社会貢献することも念頭において仕事をするというのが基本理念です。

これら基本理念を社員と共に共有するため、社員教育として“朝礼・終礼”に力を入れています。



◀事務所に掲げられている経営理念。社員の方はいつでも創業の精神を意識できるようにされています。

I
N
T
E
R
V
I
E
W

I N T E R V I E W

Q5

朝礼・終礼のお話を始め、社員教育について教えていただけますか？

朝は6時に朝礼、夕方には終礼を行っています。朝礼では、“日本創造教育研究所（日創研）”が出版している冊子について社員全員で議論しています。当社の社員教育には日創研の研修を取り入れており、日創研の研修を修了したことが正社員になるための条件ともなっています。日創研の研修を修了した従業員は見た目にもガラリと変わるようです。私自身も、昔のイメージを持っている友人からは「ほんまに変わったなあ…」と言われます。それよりも内面の変化が大きく重要で、一例として“それぞれが目標を持ち、それに対する寸評ができるようになった”ことが挙げられます。しっかりとした目標を持てた事で、壁にぶち当たったときの乗り越える力が養われるようです。

終礼は社員全員にその日の自分の仕事を振り返り、その場で一名を指名し、自分の一日の仕事について報告させる即題を課しています。その報告に対し社員全員で議論しています。最後には“今日もありがとう”ということで“だれに、どのようなお世話になったか”を報告させて終了です。このようなことをする目的は、つらい仕事や作業に遭遇しても、周りの方たちから与えて頂いているという感謝の気持ちで、真心を込めた仕事をして期待に応えようとする社員へと成長できるようになってもらいたいためです。



▲ユニークなデザインのパッカー車です。ユニクル様のキャッチフレーズ“ハイよろこんで！”が記載されています。

Q6

お忙しいとは思いますが、社長のご趣味などをお聞かせ下さい。

プライベートの時くらい、仕事のことを考えないようにしなければならないと思うのですが、なかなかそうもいかないようです。先日、妻とドライブに行ってお食事をしようと思ったのですが、その近くに得意先があったため、気が付くと“ここが〇〇さんやで〜”と言って妻に得意先の案内をしていました。妻には“お父さんとドライブしたら、仕事にきているみたいやね！会社見学になっているね！”と言われてしまいました。

時間のあるときは、趣味といえるかどうかは分かりませんが、大好きな故郷である五島列島に何か貢献をしたいと思い、ふるさと納税や長崎県人会のお手伝いをしたり、新聞やインターネットで情報収集をしたりして過ごしています。

Q7

今後の経営方針についてお聞かせいただけますか？

“当たり前のことを当たり前にやる”というユニクルの創業の精神を大切にしつつ、これからは、若い人材を増やして廃棄物の処理だけではなく、お客さまが困っている、望んでいることなどを素早く察知しお客さまに喜んで頂ける提案営業を行っていきます、そのためには色々な研修会や勉強会に社員全員が参加しさらなるスキルアップをめざします。

我々の業界では“法律を守る(当たり前のことを当たり前にする)”ことは当然なはずですが、ニュースなどを見ていると、当たり前のことなのにしていないことが見受けられます。“当たり前のことを当たり前にする”ことをガチガチにしていけば、商売につながるのが難しいと言われるかもしれませんが、当社は“くそ真面目”と言われても、創業の精神を大切にしながら商売をしていきたいと考えています。創業の精神を大切に、取引先に誠意を持って仕事をする中で、「ユニクルさんに仕事をまかせればきっちりやってもらえる」とお客さまに信用され、お客さまに選ばれる企業になりたいと考えています。



▲環境に配慮して緑のカーテンに取り組みられています。

Q8

最後に社長が業界に望むことはなんですか？

昔からよく言われていますが、まだまだ、産廃業者と聞くと印象が悪いようです。

産廃業者の印象を少しでも良くなることを願って、社会貢献や地域住民の自治会活動に積極的に参加したりしています。その甲斐があつてかどうかは分かりませんが、以前、当社で環境負荷を少しでも少なくするために施設を設置したときには、理解をいただくことができました。

産業廃棄物処理という仕事は社会に無くてはならないものです。このような仕事に携わっている我々のイメージが良くなり、より社会に受け入れてもらえる業界になって欲しいと考えています。

まだまだ興味を持つものばかりで、やりたい事がたくさんあります。現在、専務取締役が時代を担う経営者として頑張ってくれており、私以上に皆様の役に立つ人材だと、私なりに自負しております。皆様、宜しくお願いします。

……終始、笑顔の絶えない会社訪問でした。



▲会社説明をしていただいた代表取締役の入江金男様（左）と専務取締役の入江真太郎様（右）



▲取材風景
壁には会社の経営目標、課題などの張り紙がしています。



わが社のホープ！

（頑張っている従業員の紹介）

氏 名	木 戸 幸 男
役 職	営業部長
仕事内容	入社して5年目になりますが、入社当初は現場作業を行い、今は営業を主に担当しています。お客様に対して、ただ単に廃棄物を処分するのではなく、リサイクル出来る物はリサイクルし資源を大切にしていこうということを提案させていただき、お客様のニーズに対し満足・感動していただく為に何が出来るのかを日々考えながら業務に励んでおります。 私が担当させていただいているお客様は、担当者の移動が多く担当者が変わると又、1からの提案ということが多々あります。今までお仕事をいただいていたからといって今後も継続してお仕事いただけるという保障はありません。その半面、担当者の方が移動した先からでもご依頼をいただけることも増えてきました。 「お客様と密にコミュニケーションをとり、依頼に対してはすぐに行動し、お客様の要望に応える」 当社の理念「はい！よろこんで！真心こめて！」の真心が伝わってこそ、初めてお客様から信頼していただきご依頼いただけると思います。 営業を行う中で、1番の励みはお客様からの「ありがとう」です。「ありがとう」を多くいただけるように、日々努力し成長していきたいと思っています。

会社からの一言

20年以上勤続の社員さんがいる中、今は営業部長として会社の中核として頑張ってもらっています。収集運搬車両に乗って産業廃棄物の回収も日々行っている中で、お客様からの依頼があれば回収後に営業車で排出場に訪問し見積り交渉から契約締結を行います。毎日バタバタしており全社員が彼の努力している姿を見て自然とバックアップしておる光景が多々見受けられます。若い人材でも大きな成果を得る社風作りの先頭として今後も期待しております。



編集後記

今回の東日本大震災による福島原子力発電所の事故をきっかけに、至るところで節電が求められるようになっていきます。

節電して電気代が安くなるのは悪いことでもないのですが、今年は我が家も節電に取り組んでいます。

夏の節電対策として、まず候補に挙がったのはエアコンです。しかし、エアコンを使わない今の季節は非常に過ごしづらく、イライラしてしまいます。

我が家の猫も暑いのは嫌なようで、家の中で過ごしやすい場所を探し回っています。それにしても猫というのは、居心地の良い場所を探すのが上手いんですね。猫のいる場所に行ってみると、家の中でも日差しがあたり風通しの良い、比較的過ごしやすい場所です。当たり前ですが、人間も猫も快適な環境は同じなのですね。

今年の夏はエアコンの使用を控えますが、それとともに日差し避けと扇風機をフル活用して、無理の無い範囲で節電して過ごしてみることとします。

平日は仕事で家にいることはほとんど無く、休日ぐらいいか家の日中の様子は分からないのですが、職場というエアコンの効いている環境に慣れた私でも、日差しと風通しに気を遣うだけで、エアコンが無くても想像以上に快適に過ごすことができます。

しかし何事にも無理は禁物で、家の中にもかかわらず、必要以上にエアコンを使うのを我慢して熱中症で亡くなる方もいるようなので注意が必要です。

まだまだ厳しい暑さが続きますが、皆様も熱中症にならぬよう気をつけてお過ごし下さい。

J. T





協会への入会のおすすめ

～協会組織の拡充強化を図るために～

当協会は、環境保全を理念とし、産業廃棄物に関する研修、普及啓発、調査研究、情報の収集、提供、指導等を行うことにより、会員の資質の向上を図り、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、調和のとれた産業の発展に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な業界として発展していくためには、業界の方々が結束することにより、組織をより強固なものにして、共存発展することが肝要であります。

協会会員の増強については、協会及び関係機関において日頃、勧誘を行っているところでありますが、社団法人としての組織率は未だ十分とはいえないのが現状であります。少数よりも多数の方の組織の拡充強化が、社会的にも発言力が強力なものとなり、説得力も増大し業界発展の基礎となります。

会員の皆様におかれましては、未加入処理業者へは、正会員として、また取引先の排出業者には賛助会員として、是非ご入会の勧誘をお願いします。

一社でも多くの方々が協会に入会されますことが、更なる発展を期するための、必要条件であります。

入会申込み方法

下記協会事務所へ電話でご連絡いただければ、
入会申込書をお送りいたします。

社団法人大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012 大阪市中央区谷町3-4-5 中央谷町ビル5階
TEL : 06-6943-4016 FAX : 06-6942-5314
<http://www.o-sanpai.or.jp/>



Clean Life vol.46

クリーンライフ

第46号



平成23年8月31日発行

発行責任者 社団法人

大阪府産業廃棄物協会

〒540-0012

大阪市中央区谷町3-4-5

TEL : 06-6943-4016

FAX : 06-6942-5314

会長 國中 賢吉

組織広報委員長 白坂 悦夫

